

平成 2 8 年第 4 回美里町議会定例会会期日程表

日 次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第 1 日	12	13	火	午前10時	・ 開会 ・ 会議録署名議員指名 ・ 会期の決定 ・ 諸般の報告 ・ 町長提出議案の一括上程 ・ 町長提出議案の提案理由説明 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
第 2 日		14	水	午前10時	・ 一般質問
			休 会		・ 各常任委員会
第 3 日		15	木	午前10時	・ 各常任委員会報告及び質疑 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・ 閉会

第 1 号

1 2 月 1 3 日 (火)

平成28年第4回美里町議会定例会会議録（第1号）

平成28年12月13日(火)

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名 6番 松永正憲 議員 7番 吉田美好 議員

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告 (1)議長

(2)町長

(3)監査委員

(4)経済建設常任委員会委員長

(5)宇城広域連合議会議員

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第111号から議案第126号及び報告第5号並びに同意第1号から同意第5号並びに諮問第2号）

日程第5 町長提出議案の提案理由説明

日程第6 議案第111号 美里町農業委員会の委員及び美里町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

日程第7 議案第112号 美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第113号 美里町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第114号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第115号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第116号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第117号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第118号 美里町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第119号 美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第120号 平成28年度美里町一般会計補正予算（第12号）

日程第16 議案第121号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第17 議案第122号 平成28年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第123号 平成28年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正
予算（第4号）

日程第19 議案第124号 平成28年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正
予算（第3号）

日程第20 議案第125号 平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

日程第21 議案第126号 美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について

2. 出席議員（12名）

1番	光井博幸君	2番	今田政行君
3番	坂田竜義君	4番	濱田憲治君
5番	上田孝君	6番	松永正憲君
7番	吉田美好君	8番	渡邊義文君
9番	上村則幸君	10番	福田秀憲君
11番	吉田起登君	12番	中川政司君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	上田隆信君
教育長	吉永公力君	総務課長	大倉一昭君
企画情報課長	大西茂君	税務課長	岩永政臣君
住民課長	向山照美君	福祉課長	吉成一利君
健康窓口課長	福原哲治君	経済課長	長木一美君
林務観光課長	中嶋春彦君	建設課長	藤岡哲明君
水道衛生課長	津川昭博君	会計課長	林田真典君
教育課長	下田幸輔君		

5. 事務局職員出席者

事務局長	福島繁君	書記	大本由加君
------	------	----	-------

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さん、おはようございます。ただいまから、平成
２８年第４回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員指名

○議長（中川政司君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員
は、会議規則第１２０条の規定によって、６番、松永正憲君、７番、吉田美好君を
指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（中川政司君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

１２月２日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を
求めます。議会運営委員長、吉田起登君。

○議会運営委員長（吉田起登君） 皆さん、おはようございます。

平成２８年１２月２日、午後２時より中央庁舎議会委員会室におきまして第６回
の議会運営委員会を開いておりますので、その報告をいたします。

出席者は議会より、中川議長、吉田美好総務常任委員長、松永正憲経済建設常任
委員長、渡邊義文社会文教常任委員長と私吉田と、執行部より、上田泰弘町長、上
田隆信副町長、大倉総務課長と、事務局より、福島事務局長と大本係長の出席のも
と行っております。

町長の挨拶の中で、「今回の地震災害、豪雨災害の復旧、復興に向けた最大限の
努力を早急に、執行部と議会と一丸となって努力をしていきます。」という心強い
発言を伺っております。

議題につきましては、最初に総務課長より、執行部提出議案について、条例関係
９件、予算関係６件、その他８件、計２３件の説明がっております。

次に、議会が行う選挙について、美里町選挙管理委員及び補充員の任期が平成２
８年１２月２１日をもって満了しますので、選挙管理委員４名及び補充員４名の選
挙を行うものであります。

次に、議員提出議案、請願・陳情・意見書等については、平成２８年８月３１日
以降の分、平成２８年１２月１日現在までで６件の受け付けをしておりますが、１
件のみ受理して、議員発議として今回提案しております。

次に、一般質問につきましては、３名の議員から通告がっております。濱田憲

治議員、今田政行議員、坂田竜義議員の3名であります。抽選により、1番目に濱田議員、2番目に今田議員、坂田議員の順番で質問を行います。

次に、日程・会期等につきましては、執行部提出議案、一般質問等を踏まえた上で、会期を12月13日より12月15日までの3日間と決定いたしました。

日程の内容につきましては、議案集をご覧になっていただきたいと思います。

12月13日、本日1日目は、諸般の報告。町長提出議案の一括上程。議案第111号から議案第126号及び報告第5号並びに同意第1号から同意第5号並びに諮問第2号まで。次に、町長提出議案の提案理由の説明。そのあと、議案審議に入ります。日程第6号、議案第111号「美里町農業委員会の委員及び美里町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」より、日程第14、議案第119号「美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」まで、内容説明・質疑・討論・採決を行います。次に、日程第15、議案第120号「平成28年度美里町一般会計補正予算（第12号）」から、日程第21、議案第126号「美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について」は、内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行います。

2日目、12月14日は一般質問となっております。濱田憲治議員、今田政行議員、坂田竜義議員の順番で行います。そのあとは、各常任委員会を各常任委員長の指示のもと行ってください。

3日目、12月15日最終日は、各常任委員会報告及び質疑を行います。そのあと、日程第15、議案第120号「平成28年度美里町一般会計補正予算（第12号）」より、日程第21、議案第126号「美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について」までの内容説明が終わっておりますので、質疑・討論・採決を行います。そのあと、日程第22、報告第5号「美里町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書の提出について」は質疑のみ。日程第23、同意第1号「美里町教育長の任命につき同意を求めることについて」より、日程第30、議員発議「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」まで、内容説明・質疑・討論・採決となっております。

なお、日程第29につきましては、先ほど説明いたしましたが、美里町選挙管理委員及び補充員の選挙であります。

以上で、12月2日に行われました議会運営委員会委員長の報告を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

皆さんにお諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日12月13日から12月15日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日１２月１３日から１２月１５日までの３日間に決定しました。

—————○—————

日程第３ 諸般の報告

○議長（中川政司君） 日程第３、諸般の報告を行います。

まず、議長から、９月定例会後の報告を行います。

９月１７日、第１４回宇城・上益城地域統一畜産共進会、緑川ダムであり、出席をいたしております。

２０日、国会陳情要望書宇城地域振興局に事前協議に、吉田副議長とともに出席をいたしております。

９月２７日から２８日にかけて、国会陳情及び各省庁御礼に議会全員とともに出席をいたしております。

２９日、広域連合議会定例会の打ち合わせを議長室で行っております。同じくその日に、第２回美里町災害義援金配分委員会が中央庁舎で行われ、出席をいたしております。

１０月４日、第２回広域連合議会定例会があり、吉田美好議員とともに出席をいたしております。

５日、第２回熊本県市町村総合事務組合議会定例会が自治会館であり、出席をしております。

１１日、小川嘉島線道路整備促進期成会収支決算の監査を、議長室で行っております。

１２日、ふるさと復興夜市の反省会、そしてそのあと、やまびこ祭りの反省会が中央庁舎であり、出席をいたしております。

１３日、熊本県町村議会議員研修会が菊陽町図書館ホールであり、議員の皆さんとともに出席をしております。

１８日、小崎神社の秋季例大祭に出席をいたしました。

２１日、第７回議会臨時会があっております。終了後に、第７回の議会全員協議会を開催しております。

２２日、石段の郷佐俣の湯温泉祭りに議員の皆さんとともに出席をいたしております。

２３日、中央中学校文化祭及び砥用中学校学習成果発表会があり、砥用中学校の文化センターのほうに出席をいたしております。

２４日、議長会の理事会が自治会館であり、出席をいたしております。

26日、美里町社会福祉協議会の理事会が福祉センターであり、出席をいたしております。

28日、美里町建築業協会の総会が岩本支店であり、出席をいたしております。

30日、松本貞雄氏の叙勲祝賀会にホワイトパレスに出席をいたしております。そのあと、宇城管内消防団員の意見発表会がひびきで行われ、出席をいたしました。

11月1日、美里町教育の日がひびきで行われ、議員の皆さんとともに出席をいたしております。

2日、美里町公有財産管理運用等審議会が中央庁舎であり、吉田美好議員とともに出席をいたしております。

11月3日、美里町文化祭がひびきで行われ、議員の皆さんとともに出席をいたしております。

11月6日、美里町モーモーフェスティバル in 砥用が畝野の屋内ゲートボール場であり、出席をいたしております。

11月7日、県産材需要拡大一斉行動のために、宇城地域振興局木材需要拡大協議会が来庁され、要望書を議長室で受け取っております。同じくその日に、熊本県後期高齢者医療広域連合議会全員協議会及び定例会がKKRホテルであり、出席をいたしました。

11月8日、美里町農業振興地域整備促進協議会が中央庁舎であり、松永議員、渡邊議員とともに出席をいたしております。

9日でございます。浜戸川改修促進期成会要望活動に吉田副議長に出席をさせていただいております。

同じく9日から10日にかけて、第60回町村議会議長全国大会が東京NHKホールであり、出席をいたしております。

11日、第8回の臨時会を開催しております。

17日から18日にかけて、全国過疎地域自立促進連盟理事会及び定期総会に出席をいたしております。

20日、アタック・ザ・日本一に出席をいたしております。

26日、JA熊本うき合併20周年記念式典が宇城市小川町のラポートであり、出席をいたしております。

12月2日、第6回議会運営委員会に出席をいたしております。

12月9日、美里町老人クラブ大会がひびきであり、出席をいたしております。同じくその日に、幼稚園・保育園・小学校・中学校連携実践研究事業発表会があり、出席をいたしております。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 諸般の報告をいたします前に、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。去る１１月２２日に、２期目の当選を果たさせていただきました。ご支援をいただきました方々に、心より御礼を申し上げたいと思います。今回は無投票での再選となりましたが、これもひとえに町民の皆さんから、１日も早く復旧復興を成し遂げろとの檄と受け止め、これから本格化してまいります復旧復興に精一杯対処していきたいと気持ちを新たにしたいところでございます。しかしながら、今回のこの災害はあまりにも甚大でございまして、被災箇所数等を勘案しても、短い期間で終わるようなことはないと思います。少なくとも３年以上の歳月を必要とするのではないかと考えております。また、復興に関しましては、地方創生と絡めながら実行していく必要があると考えておりまして、より発展した復興を目指していきたいと考えております。地方創生でも特に人口減対策に重点を置いて、住んでもらえる、住みたいと思ってもらえる美里町をつくっていききたいと思います。ブロードバンドの整備も本格化してまいりますし、企業誘致による雇用の創出も見込まれます。今後は更なる企業誘致あるいは子育て支援策の充実、宅地の整備や町のＰＲ活動等、これまでも増して努力していく所存でございますので、議会の皆様には大所高所からのご指導とご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。非常に大変行事が多くなっておりますので、要約してご報告を申し上げます。

９月の議会後でございます。

９月１５日、第５８回金婚夫婦表彰に出席をいたしております。

１６日、広域連合の打ち合わせ、その後、熊本県建築士会宇城支部災害寄付金の贈呈がっております。そのあと、家屋被害認定２次調査の調整会議が県庁であってございます。

１７日、第１４回宇城・上益城地域統一畜産共進会に出席をいたしております。

１８日、貫平地区の敬老会、福良区観音祭、涌井地区の敬老会、岩下地区の敬老会、有安区の敬老会、堅志田区の敬老会。その後、萱野の敬老の日のお祝いに出席をいたしております。

１９日、西山区の敬老会、豊富・甲佐平地区の敬老会、三和地区の敬老会、上中郡区の敬老会に出席をいたしております。

２１日、交通安全祈願祭が早朝から行われ出席をし、その後、秋の交通安全運動合同出発式に出席をいたしております。

２２日、中岳区の秋の彼岸祭りに出席をし、

23日、地方創生推進本部会議に出席をいたしております。

25日、はちす保育園、砥用音楽幼稚園の合同運動会。その後、下中郡区の敬老会に出席をいたしております。

26日から三重県、三重の県庁を伺いまして、今、災害派遣をしていただいております、そのお礼のために三重県庁を訪問をいたしております。

その後、27日に東京、上京をいたしまして、国会陳情を行っております。

28日に帰りまして、熊本県庁において、企業立地協定の調印式に臨んでおります。

29日、義援金配分委員会。

30日、3市町消防団の意見交換会。

10月1日、宇城青年会議所の40周年記念式典。

2日、青空保育園の運動会。その後、堅志田保育園の運動会。そのあと、熊本地震緑川復興イベントに出席をいたしております。

3日、宇城地域みどり推進協議会の通常総会。

4日、宇城広域連合の議会定例会。

5日、国有林野等所在市町村長有志協議会に出席をいたしております。

6日、100歳の巡回表彰。その後、石段の郷佐俣の湯の温泉祭りの実行委員会に出席をいたしております。

7日、宇城地域木材需要拡大協議会の総会。

8日、献穀事業、宇土市の網田で今年はありません。抜穂祭に出席をいたしております。

12日、ふるさと祭り復興夜市の反省会。そのあと、美里町商工会女性部から一般寄附の贈呈式、一般寄附を受けております。そのあと、やまびこ祭りの反省会。その後、美里町中央校区の保・小・中連携実践研究研修会に出席をいたしております。

13日、宇城地区商工会女性部親善ミニバレーボール大会。その後、人権擁護委員を長くお勤めいただきました平川さんの法務大臣感謝状の伝達式に出席をいたしております。

14日、献穀事業。この時の献穀事業は、奉告祭でございます。そのあと、熊本地震からの復興・復旧に向けた市町村意見交換会。そのあと、JA熊本うき中央青壮年部座談会に出席をいたしております。

15日、公明党主催の熊本県復興政策要望懇談に出席をいたしております。

17日、災害派遣、災害時に職員を派遣していただきました都道府県を、町村会で訪問をいたしております。私は滋賀県を担当で、滋賀県に伺わせていただいております。

ります。

18日、中西製作所からですね、移動式の煮炊き釜を寄贈をいただいております。

19日、三和、穂積阿蘇神社の秋季例大祭。そのあと、若宮神社の秋季例大祭に出席をいたしております。

20日、熊本県簡易水道協会の理事会。その後、熊本県教職員組合から災害に対する寄付を受けております。

21日、第7回の議会の臨時会。そのあと、全員協議会。そして、夜には熊本県の肉畜共進会の反省会に出席をいたしております。

22日、石段の郷佐俣の湯の温泉祭り。

23日、砥用中学校の学習成果発表会に出席をいたしております。

25日、九州治水期成同盟連合会並びに緑川改修期成会の要望活動で上京をいたしております。

次の日帰りまして、社会福祉協議会の理事会、その後、評議員会に出席をいたしております。

27日、囑託員・囑託補会議。そのあと、ガンバルーン大会の決勝戦の開会式に出席をいたしております。

28日、宇城・上益城地域統一畜産共進会の幹事会。そのあと、夜、美里町建築業協会の総会に出席をいたしております。

29日、職員採用試験の2次試験を実施をいたしております。

30日、松本貞雄氏の叙勲の受賞祝賀会に出席をし、その後、宇城管内市町の消防団員の意見発表会に出席をいたしております。

11月1日、美里町教育の日の講演会に出席をし、

11月2日、熊本国際スポーツ大会実行委員会の設立総会に出席をいたしております。

11月3日は、美里町文化祭に出席をし、

11月4日、第11回熊本県畜産まつりに出席をいたしております。

11月5日、熊本県建築士会のソフトボール大会の前夜祭に、代表で出席をいたしております。

11月6日、早朝から非常招集訓練を行いまして、その後、美里町モーモーフェスティバル in 砥用に出席をいたしております。

11月7日、宇城地域木材需要拡大協議会の要望活動を行っております。

11月8日、災害寄付金の贈呈ということで、町内の郵便局長の方々から災害寄付金をいただいております。そのあと、宇城広域連合の消防本部職員採用2次試験

に臨んでおります。

その次の日、11月9日です。浜戸川改修促進期成会の要望活動に出席をし、

10日、高齢者叙勲の伝達式。その後、農業委員会の会議に出席をいたしております。

11月11日、第8回美里町議会の臨時会。その後、へき地保育所事業協議に出席をし、そのあと、畜産まつりの反省会。そのあと、地域づくり団体全国研修交流会宇城ブロック交流会に出席をいたしております。

12日、自民党主催の「チームくまもと」に対する要望聴取の会に出席をし、そのあと、熊本県建設業協会県南4支部の合同研修会に出席をいたしております。

13日、熊本地方協力本部本部長を囲む会に出席をし、そのあと、貫平神社の秋季例大祭に出席をいたしております。

15日、東京で行われました全国治水砂防促進大会に出席をし、

16日は、九州地方国道整備促進総決起大会に出席をし、そのあと、全国町村長大会に出席をいたしております。

18日、監査委員さんの定例監査報告を受けております。

20日、アタック・ザ・日本一に出席をし、そのあと、田の実会の秋の収穫祭、その後、「メルカドこもれび」ということで、こもれびで行われましたイベントに出席をいたしております。

25日、全国石橋サミットのプレイベントに出席をし、

26日、JA熊本うきの合併20周年記念式典に出席をいたしております。

29日、災害復旧促進全国大会が東京で行われ、それに出席をしたあと、国土交通省で開催されました防災対策に関する意見交換会に出席をいたしております。

30日、へき地保育所の協議。

12月1日、民生委員児童委員さんに辞令交付をしております。そのあと、市町村のトップセミナーに出席をし、夜には、北校区の嘱託会の忘年会。

12月2日、美里町老人クラブ連合会のグラウンドゴルフ大会。その後、行財政改革本部会議。そのあと、議会運営委員会。夜には、消防団の幹部会議に出席をいたしております。

12月3日、合併20周年記念のJAまつりに出席をし、そのあと、あか牛振興大会に出席をいたしております。

12月5日、平成29年度の予算編成会議。

12月6日、熊本県商工会女性部連合会のレクレーション大会に出席をし、そのあと、美里町嘱託会役員会の忘年会に出席をいたしております。

7日、美里町土地改良区の理事会。

8日、第2回美里町公共交通活性化協議会の会議に出席をし、

9日、美里町老人クラブ大会。そのあと、幼保等・小・中連携実践研究事業発表会に出席をし、そのあと、美里町産業連携協議会に出席をいたしております。

11日、用来の村祭り。その後、岩下区の村祭りに出席をいたしております。

昨日、12日は農業委員会の会議に出席をいたしております。

以上で、私からの諸般の報告を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を求めます。10番、福田秀憲君。

○監査委員（福田秀憲君） おはようございます。それでは、例月現金出納検査を行いましたので、その報告をいたします。

美里町議会議長 中川 政司様

美里町監査委員 遠山 史朗 同じく、福田 秀憲

地方自治法235条の2第1項の規定により、平成28年8月、9月、10月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告をいたします。

検査対象といたしまして、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金について行いました。検査の期日ですが、8月分を9月23日、9月分を10月21日、10月分を11月21日に実施をいたしました。

検査の結果として、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認めました。

添付資料ありますので、添付資料はご覧になっていただければと思います。

以上、例月現金出納検査の結果に関する報告を終わらせていただきます。

続きまして、定例監査を行いましたので、その報告をいたします。報告書を開けていただきたいと思います。

平成28年度定例監査結果の報告をいたします。報告は既に行っておりますけれども、

美里町町長 上田 泰弘様

美里町議会議長 中川 政司様

美里町教育委員会委員長 高田 幸也様

美里町農業委員会会長 上田 泰弘様

美里町監査委員 遠山 史朗 同じく、福田 秀憲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、その結

果を同条第9項及び第10項の規定により、意見を添えて別紙のとおり報告をいたします。

開けていただきまして、監査の期日及び対象といたしまして、11日間各課及び出張所等監査をさせていただきました。最終日には、各種公共施設等の現地調査を行っております。現地調査は8カ所実施をしております。この間、担当課長や担当の職員の皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。

開けていただきまして、監査の総括といたしまして、定例監査を実施するにあたっては、各課等から事前に提出された監査資料に基づき、事業内容及び事業推進上の課題等について聴取し、次の点に主眼をおいて行った。

1つ目、町の財務に関する事務が関係法令等に準拠し適正か。2つ目、町の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的か。3つ目、財産の管理は適正に行われているか。4つ目、町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工状況等が適正か。

当日は、担当課長及び担当係長に出席を求め、諸帳簿及び証書類の整理記帳は完全か、財産の管理はどうか等、指摘すべきは指摘して、改善を要する点については適正な処理を講ずるように指示したところである。事務処理等は、概ね適正に処理されていることが認められた。また、昨年の指摘事項の措置状況は事前に提出されていた、改善スケジュールに添って概ね適正に処理され改善されていた。監査結果については、各項目のとおり報告する。

各項目も主な項目について、報告をいたします。

各項目についての1、予算の執行について。財政を取り巻く環境は、普通交付税の合併算定替えの減額が27年度から実施されており、今後も厳しい状況が続くと思われる。この状況を全ての職員が正しく認識し、事業の重要度、優先度を見極め、事務・事業の遂行に努力することが大切である。事務処理上、改善及び検討を要する点については、その都度指示してきたところであるが、予算の適正な執行と事務の合理化、効率化にさらに努力をされたい。

開けていただきまして、2番の収入事務について読んで報告をいたします。

調定事務・徴収事務・現金取扱事務については、適正に処理されている。しかし、28年度は相次ぐ被害、熊本地震、集中豪雨に見舞われ、各種税金、保育料、各種使用料等の滞納者の増加が懸念される。復旧・復興等で多忙を極めると思うが、各課横断した債務収納対策機構を活用し、早期に徴収を進められ、高額・長期化しないように対応していただきたい。町民の意識高揚のためにも職員のなお一層の奮起を望む。

そのあとは、皆さんも事前に配付しておりますので、ご覧いただければと思います

す。

ずっと開けていただきまして、6 ページ。

結語といたしまして、今回の監査も前年同様、指導に重点をおき審査したものであり、項目ごとに記述したほか、書類審査及び現地調査の時点において、それぞれ指摘してあるので速やかに実行に移していただきたい。今後も普通交付税の合併算定替えの減額等により、財政の硬直化は進むことが予想される。このような中で、予算の適正配分を目的とした事務事業評価を5年ぶりに実施されていることは評価ができる。少ない財源でより計画的かつ効率的な財政運営が求められるため、町民が何を求め、何を期待しているのかを常に把握し、町民の負託に応える義務がある。本年は、未曾有の災害に見舞われた中で、町当局の努力により、激甚災害の指定や、町単独補助事業の拡大、広報みさと「号外」の発行による町民への周知に取り組まれるなど、関係者の時宜を得た対応は評価できる。一日も早い復旧・復興に向けて、なお一層努力されることを望んで結語といたします。

以上、定例監査を行いましたご報告を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。6 番、松永正憲君。

○経済建設常任委員長（松永正憲君） それでは、経済建設常任委員会の報告を行います。

経済建設常任委員4名で、平成28年11月28日から30日まで、新潟県小千谷市、現在、長岡市ですけど、旧山古志村。そして長野県栄村など地震災害地域の復興状況などを視察研修をいたしております。

初日、小千谷市では、おちやクラインガルテン「ふれあいの里」を訪れ、地域振興課係長より説明をいただきました。「クラインガルテン」とは、ドイツ語で「小さな庭」の意味だそうです。1区画300平方メートルの宿泊施設付き農園で、ファミリー向けとシニア向けの2タイプの30戸が建設をされておりました。1区画、年間使用料が39万6,000円、1年度契約で最長5年まで更新可能であり、現在29戸が利用されているとのことでした。また、1区画50平方メートルの日帰り型農園が84区画、年間使用料9,600円で貸出しをされております。毎月3、4回のイベントが開催されて、利用者友の会と地元農家の方との交流会や合同のボランティア活動も行われており、東京からの利用者も多いということでした。2日目、長岡市から2時間かけまして長野県栄村を訪れ、副議長や議会事務局長に歓迎を受け、2011年の長野県北部地震、マグニチュード6.7について説明をいただきました。東北大地震の翌日3月12日午前3時59分に災害が発生、

当時の積雪量は2メートルあり、1カ月間は調査ができない状態であったそうです。災害査定が始まったのは4カ月あとからでありました。人口2,330人のうち1,991人に避難指示を発令、7カ所の避難所で10日間厳しい避難所生活を強いられたそうです。のちに、5月に就任された村長が挨拶に来られました。復興計画などを話されました。昼食後、事務局長の案内で旧小学校舎を利用した村の文化財を保管してある公民館、地震の恐怖を後世に伝えるため建設されたメモリアルホール、地震に耐えた築300年の総檜づくりの寺院などを見学。トマトの国・中条温泉に宿泊。翌日、隣接する村営のスキー場や道の駅の物産館を回りました。平成16年、2004年10月23日に発生した新潟県中越地震の被災地、山古志村を訪れました。途中、錦鯉の養殖所を見学し、1メートル級の親鯉が数百匹泳いでおりました。まるで秋の紅葉を見ているようでございます。地震被害で60億以上の被害があった業者もいたそうです。最後に「やまこし復興交流館おらたる」を訪れる。地震発生から10年近い復旧復興の歴史が、写真集等で展示されておりました。全村民避難から2年、寸断された道路が開通し、山古志小学校、中学校が再開され、少しずつ活気を取り戻していったそうです。それぞれの市町村より、復興計画書などの資料をいただいてまいりました。今後、美里町の復興が始まりますが、特に経済課、建設課の役に立てばと思っており、研修を終わりました。

以上で、報告を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、吉田美好君。

○宇城広域連合議会議員（吉田美好君） 宇城広域連合議会議員の報告を行います。

平成28年第2回宇城広域連合議会定例会がありましたので、その内容について報告をいたします。

日時でございますが、平成28年10月4日火曜日午前10時からであります。場所は宇城広域連合2階交流プラザでございます。今回は村田議長の欠席届によりまして、中川副議長の進行により会議が開かれております。開会宣告に続き、守田広域連合長の挨拶、そののち、日程に入りました。

日程第1、議席の指定について。宇城市において議員の入れ替えがあつておりますので、議席の指定がなされたものであります。

日程第2、会議録署名議員の指名。6番、渡邊裕生議員、7番、福田良二議員の

2名を指名されております。

日程第3、会期の決定は1日間ということでございます。

日程第4、諸報告。連合長からの諸報告がなされております。

日程第5、認定第1号、平成27年度宇城広域連合一般会計歳入・歳出決算の認定について。歳入総額31億4,097万2,000円。歳出総額29億4,707万5,000円。歳入歳出差引額1億9,389万7,000円でございます。実質収支額も同額となっております。採決の結果、全員が原案どおり認定することで決定をいたしております。

日程第6、認定第2号、平成27年度宇城広域連合宇城ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額316万1,000円、歳出総額177万2,000円、歳入歳出差引額138万9,000円。これも実質収支額も同額となっております。採決の結果、全員が原案どおり認定することで決定をいたしております。

日程第7、議案第14号、平成28年度宇城広域連合一般会計補正予算（第2号）について。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億9,673万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億7,124万6,000円とするものであります。採決の結果、全員が原案どおり賛成、決定をいたしております。

本定例会におきましては、認定2件、議案1件でありましたが、資料として、平成27年度宇城広域連合一般会計・特別会計の歳入歳出決算審査意見書、平成27年度主要施策の成果報告書、平成27年度宇城広域連合一般及び特別会計決算説明調書、平成28年度宇城広域連合一般会計補正予算の予算説明の資料、宇城広域連合消防本部より、平成28年7月から9月までの災害状況についての報告書が配付をなされております。

以上、報告といたします。

○議長（中川政司君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第111号から議案第126号及び報告第5号並びに同意第1号から同意第5号並びに諮問第2号）

○議長（中川政司君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第111号から議案第126号及び報告第5号並びに同意第1号から同意第5号並びに諮問第2号の案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読をさせます。福島議会事務局長。

○事務局長（福島 繁君） それでは、議案集の２枚目、議事予定表をお開きいただき
たいと思います。それでは、読み上げます。

議案第１１１号 美里町農業委員会の委員及び美里町農地利用最適化推進委員の
定数を定める条例の制定について

議案第１１２号 美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第１１３号 美里町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第１１４号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

議案第１１５号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議案第１１６号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第１１７号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

次のページをお開きください。

議案第１１８号 美里町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１１９号 美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第１２０号 平成２８年度美里町一般会計補正予算（第１２号）

議案第１２１号 平成２８年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議案第１２２号 平成２８年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）

議案第１２３号 平成２８年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予
算（第４号）

議案第１２４号 平成２８年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予
算（第３号）

議案第１２５号 平成２８年度美里町生活排水特別会計補正予算（第３号）

議案第１２６号 美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について

報告第 ５ 号 美里町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
の結果報告書の提出について

同意第 １ 号 美里町教育長の任命につき同意を求めることについて

同意第 ２ 号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

同意第 ３ 号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求め

ることについて

同意第 4 号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求め
ることについて

同意第 5 号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求め
ることについて

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
以上でございます。

○議長（中川政司君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

○議長（中川政司君） ここでしばらく休憩をいたします。再開を 11 時 5 分といたし
ます。

-----○-----

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 11 時 05 分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（中川政司君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会に提案いたしております議案は、条例 9 件、補正予算 6 件、その他 7 件
の計 22 件と報告 1 件でございます。

まず、条例 9 件でございますが、「美里町農業委員会の委員及び美里町農地利用
最適化推進委員の定数を定める条例の制定」につきましては、農業委員会等に関す
る法律の一部が改正されたことに伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進
委員の定数を定めるものでございまして、附則におきまして関係条例の廃止及び一
部改正を行っております。

次に、「美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制
定」につきましては、法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲等につ
いて改正を行うものでございまして、「美里町職員の配偶者同行休業に関する条例
の一部を改正する条例の制定」につきましては、人事院規則の改正に伴い、配偶者
同行休業の再度の延長ができる特別の事情に関する規定を新設するものでございま
す。

「美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」、及び「美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、議会議員、町長等の期末手当の支給月数を0.1月分引き上げるものでございます。

次に、「美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、一般職の職員の給料表の改定、勤勉手当の支給月数の0.1月分の引き上げ、扶養手当の額の改正を行うものでございます。

「美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましても、法律の施行に伴い、特定任期付職員の給料表の改定、業績手当の支給月数の0.1月の引き上げを行うものでございます。

「美里町税条例の一部を改正する条例の制定」及び「美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、「平成28年度美里町一般会計補正予算（第12号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億2,539万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億7,530万8,000円とするものでございます。

歳入のうち主なものでございますが、国庫支出金の国庫負担金では、豪雨災害に係る公共土木施設災害復旧費負担金4億4,588万9,000円を増額し、国庫補助金では、熊本地震に係る災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金5,983万6,000円を計上しております。

県支出金の県負担金では、災害救助費負担金1,650万5,000円を増額し、県補助金では、熊本地震に係る被災者向け経営体育成支援事業負担金3,683万2,000円を増額し、豪雨災害に係る農用地等災害復旧事業費補助金1億8,000万円、林道施設災害復旧事業補助金1億400万円を増額し、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金2,991万8,000円を計上しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金9,046万9,000円を増額し、町債では、臨時財政対策債1億198万3,000円を増額し、災害復旧事業に伴う災害復旧債3億1,182万9,000円を増額しております。

歳出におきましては、人事院勧告に伴う議会議員、特別職及び職員の報酬・給与の改定に伴う人件費や熊本地震、豪雨に伴う災害復旧費等の補正を行っておりまして、歳出のうち主なものとしたしましては、民生費の災害救助費では、熊本地震に係る被災住宅の応急工事費1,152万円を増額し、仮設団地41戸に物置を配置

するための仮設団地備品購入費 442 万 8,000 円を計上しております。

農林水産業費の農業振興費では、熊本地震に係る 2 次要望分の被災者向け経営体育成支援事業補助金 4,735 万 8,000 円を増額し、農業構造改善対策費では、多目的研修集会施設の屋根防水改修工事費 350 万円を計上しております。

教育費の学校管理費では、特別支援教室の増設に伴う砥用小学校施設整備工事費 180 万円、中央中学校校舎等修繕工事費 400 万円をそれぞれ計上しております。

災害復旧費の農用地等災害復旧費では、豪雨による農用地等災害に係る測量設計委託料 2,000 万円、復旧工事費 2 億円を増額し、林業施設災害復旧費では、査定実績に伴い、熊本地震に係る林道施設災害復旧工事費 1,886 万 6,000 円を減額し、豪雨災害に係る林道施設災害復旧工事費 1 億 6,600 万円を増額しております。国庫負担災害復旧費では、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に係る調査測量設計委託料 2,916 万円、工事費 9,051 万 3,000 円をそれぞれ計上し、豪雨災害に伴う公共土木災害復旧工事費 6 億 6,850 万円を増額し、社会体育施設災害復旧費では、豪雨災害に係るカントリーパーク災害復旧工事費 1,260 万円を増額しております。

公債費では、利子負担の軽減を図るため、利率の低い借換債を発行し、既に発行している臨時財政対策債の繰上償還のための町債償還元金 1 億 198 万 3,000 円を増額しております。

「平成 28 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」につきましては、国、県負担金、補助金等の交付決定に伴う歳入予算の補正、後期高齢者支援金、介護納付金等の納付額の決定に伴う歳出予算の補正を行っております。

「平成 28 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」につきましては、支出実績に基づく歳出予算の増額、及び科目の組み替え等を行っております。

「平成 28 年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

「平成 28 年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」につきましては、これも人事院勧告に伴う人件費の増額及び水道施設の修繕料を増額いたしております。

「平成 28 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 3 号）」につきましては、歳入においては、熊本地震に係る浄化槽の修繕料に対する廃棄物処理施設災害復旧費補助金、下水道事業債、補助災害復旧事業債等の増額を行っておりまして、歳出につきましては、浄化槽の修繕料、浄化槽設置工事費等の増額を行っております。

「美里町砥用東部地区活性化施設の指定管理者の指定」につきましては、同施設

の指定管理者の指定期間が平成２９年３月３１日で満了するため、地方自治法に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

「美里町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書の提出」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、議会に報告書を提出するものでございます。

「美里町教育長の任命につき同意を求めること」につきましては、教育長の任期が平成２８年１２月２２日で満了となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長の任命について、議会の同意を求める必要があるため提案するものでございます。

また、「美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めること」につきましても、委員１名の任期が平成２８年１２月２２日で満了するため、同法に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

「固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めること」につきましては、３名の委員の任期が平成２８年１２月２２日で満了するため、地方税法に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること」につきましては、委員１名の任期が平成２９年３月３１日で満了するため、人権擁護委員法に基づき、候補者の推薦について意見を求めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（中川政司君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

—————○—————

日程第６ 議案第１１１号 美里町農業委員会の委員及び美里町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第６、議案第１１１号、美里町農業委員会の委員及び美里町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。長木経済課長。

○経済課長（長木一美君） 議案書をお願いいたします。議案第１１１号についてご説明申し上げます。

美里町農業委員会の委員及び美里町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

美里町農業委員会の委員及び美里町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のとおり定める。

平成28年12月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定める必要が生じたため提案するものであります。

次ページをお願いいたします。

美里町農業委員会の委員及び美里町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)、第1条、この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、美里町農業委員会の委員及び美里町農地最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(農業委員会の委員の定数)、第2条、美里町農業委員会の委員の定数は、10人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)、第3条、美里町農地利用最適化推進委員の定数は、17人とする。

附則

(施行期日)、1、この条例は、公布の日から施行する。

(美里町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)、2、美里町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例(平成16年美里町条例第116号)は、廃止する。

(経過措置)、3、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により美里町農業委員会の委員が在任する場合における当該委員の定数については、なお従前の例による。

(美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)、4、美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年美里町条例第36号)の一部を次のように改正する。

配付しております別紙、新旧対照表をお願いいたします。

別表第1中、農業委員会委員の項を次のように改める。

ということで、新旧対照表、左側が改正前、右側が改正後となっております。別表第1中において、右側、改正後で説明いたします。区分の欄、従前は「農業委員会委員」となっておりましたが「農業委員会」に改め、それから会長の年額、委員の年額については、従前と同額でございます。新たに、農地利用最適化推進委員につきまして、「年額10万円、活動実績日数3,600円、半日の場合1,800円」を追加します。別表第2中、農業委員会委員の項を次のように改めるということで、改正後におきまして、農業委員会委員の次に、「農地利用最適化推進委員」

を追加します。以上です。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第6、議案第111号、美里町農業委員会の委員及び美里町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第6、議案第111号、美里町農業委員会の委員及び美里町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第112号 美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第7、議案第112号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） 議案第112号につきましてご説明申し上げます。

美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年12月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲等について、条例で定める必要が

生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年美里町条例第32号）
の一部を次のように改正する。

以下、改正内容につきましては、説明資料として提出させていただいております
新旧対照表により説明させていただきます。

別冊の新旧対照表の1ページをご覧ください。

左の欄が改正前、右の欄が改正後の条文となっております。第8条の2、第1項
の改正につきましては、育児を行う職員の早出遅出勤務の対象となる子の範囲に、
「民法に基づく特別養子縁組の看護期間中の子及び児童福祉法に基づく養子縁組里
親に委託されている子」を加えるものでございまして、同条第2項の改正につつま
しでは、第15条、第1項の改正に伴う字句の改正並びに要介護者を介護する職員
の早出遅出勤務の対象となる子の範囲に、「民法に基づく特別養子縁組の看護期間
中の子及び児童福祉法に基づく養子縁組里親に委託されている子」を加えるもので
ございます。

2ページをお開き願います。

第8条の3、第4項の改正につきましても、第15条、第1項の改正に伴う字句
の改正でございます。

3ページをお開き願います。

第11条の改正につきましては、第15条の2に介護時間の新設に伴います字句
の追加でございます。

第15条の改正につきましては、介護休暇の期間について、改正前の第2項にお
きまして、「要介護者の各々につき連続する6月の期間」としていましたものを、
改正後の第1項におきまして、「要介護者の各々につき3回の範囲内で、通算して
6月の範囲内」に改正するものでございまして、併せて定義規定を設けたことに伴
いまして、字句の整理を行っております。

第15条の2につきましては、介護時間休暇を新設するものでございます。

4ページをお開き願います。

第1項では、介護時間は要介護者の各々が当該介護を必要とするひとつの連続す
る状態ごとに連続する3年の期間内とし、第2項では、介護時間の時間は3年の期
間内において、1日につき2時間以内とし、第3項では、介護時間については、勤
務しない1時間につき、1時間あたりの給与額を減額するといったしております。

第17条の見出し及び条文の改正につきましては、第15条の2の介護時間の新

設に伴う字句の追加でございます。

次に、議案書をお開き願います。

附則でございますが、（施行期日）、第１項、この条例は、平成２９年１月１日から施行する。第２項につきましては、改正前の美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に係る経過措置でございます。

以上で、議案第１１２号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第７、議案第１１２号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第７、議案第１１２号、美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第８ 議案第１１３号 美里町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第８、議案第１１３号、美里町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） 議案第１１３号につきましてご説明申し上げます。

美里町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について美里町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成２８年１２月１３日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人事院規則（職員の配偶者同行休業）の一部を改正する人事院規則の施行に伴い、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について、条例で定める必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

美里町職員の配偶者同行休業に関する条例（平成２８年美里町条例第９号）の一部を次のように改正する。

以下、第６条の２及び第７条の改正につきましては、説明資料として提出させていただきます。新旧対照表により説明させていただきます。

別冊の新旧対照表をご覧ください。左の欄が改正前、右の欄が改正後の条文となっております。

第６条の２につきましては、人事院規則の改正に伴い、地方公務員法第２６条の６第３項の条例で定める配偶者同項休業の再度の延長ができる特別の事情として、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の外国での勤務が、延長後の期間満了後も引き続くこととなり、その引き続くことが延長の請求時には確定していなかったこと、その他、町長がこれに準ずると認める事項につきまして、新設をしたものでございます。

第７条、第１号の改正につきましては、第７条、第１号の定義規定を第６条の２に規定したことに伴います字句の削除でございます。

次に、議案書をお開き願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するをいたしております。

以上で、議案第１１３号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第８、議案第１１３号、美里町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を

改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第8、議案第113号、美里町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第114号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第9、議案第114号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） 議案第114号につきましてご説明申し上げます。

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年12月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、議会議員の期末手当の支給率を改定したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございますが、1条、2条、2条立てとなっております。

改正内容につきましては、説明資料として提出させていただいております新旧対照表により説明させていただきます。

別冊の新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条の改正につきましては、公布の日から施行し、12月1日から摘要するものでございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後の条文となっております。第2条の2につきましては、期末手当に関する規定でございまして、本年12月に支給する期末手当の額を報酬月額「100分の150」から「100分の160」に0.1月分引き上げるものでございます。

2ページをお開き願います。

第2条関係の改正につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。左の欄は改正前となっておりますが、1ページの第1条関係の改正後の条文となっております。12月適用の条文につきまして、さらに改正を行うものでございます。第2条の2の改正でございますが、6月に支給する期末手当の額を報酬月額「100分の135」から「100分の140」に。12月に支給する期末手当の額を報酬月額「100分の160」から「100分の155」に改めるものでございます。

平成28年12月期に引き上げました0.1月分を平成29年6月期に0.05月分引き上げ、12月期に0.05月分を引き下げることとし、平成29年度の支給率等と均等になるよう率を振り分けるものでございます。

次に、議案書をお開き願います。附則でございます。（施行期日等）、第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。第2項、第1条の規定による改正後の美里町議会の議員を、議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成28年12月1日から適用するといったしております。第3項につきましては、（期末手当の内払）に関する規定でございます。

以上で、議案第114号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第9、議案第114号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第9、議案第114号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可

決されました。

—————○—————

日程第 10 議案第 115 号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第 10、議案第 115 号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） 議案第 115 号につきましてご説明申し上げます。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 12 月 13 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、特別職の期末手当の支給率を改定したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

（美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部改正）でございますが、議案第 114 条と同様の改正でございまして、第 1 条の改正により、本年 12 月に支給する期末手当の額を、給料月額「100 分の 150」から「100 分の 160」に引き上げ、第 2 条の改正により、6 月に支給する期末手当の額を給料月額「100 分の 135」から「100 分の 140」に、12 月に支給する期末手当の額を給料月額「100 分の 160」から「100 分の 155」に改めるものでございます。

附則でございます。（施行期日等）、第 1 項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項、第 1 条の規定による改正後の美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用するといったしております。第 3 項につきましては、（期末手当の内払）に関する規定でございます。

以上で、議案第 115 号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第１０、議案第１１５号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第１０、議案第１１５号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１１ 議案第１１６号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第１１、議案第１１６号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） 議案第１１６号につきましてご説明申し上げます。

美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成２８年１２月１３日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、一般職の給料、勤勉手当及び扶養手当の額を改定したため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）でございますが、改正内容につきましては、説明資料として提出させていただいております新旧対照表により説明をさせていただきます。

別冊の新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条関係の改正でございますが、左の欄が改正前、右の欄が改正後の条文となっております。第17条第2項の4行目の改正でございますが、法律の改正に伴う字句の改正でございます。同条第1号の改正につきましては、職員の勤勉手当の額を給料月額「100分の80」から「100分の90」に0.1月分引き上げるものでございまして、第2号の改正につきましては、再任用職員の勤勉手当の額を給料月額「100分の37.5」から「100分の42.5」に0.5月分引き上げるものでございます。

2ページから4ページまでにつきましては、再任用職員を含みます一般職の職員の給料表の改正でございまして、若年層に厚く増額することとなっておりますが、平成27年度と比較しまして、平均0.2%の増額改定となっております。

5ページをお開き願います。第2条関係の改正でございますが、第8条第2項第2号の改正及び第3号の新設につきましては、同条第3項の改正により、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫のうち、子の扶養手当の額が増額されたことに伴うものでございます。改正前の第2項第3号から第4号の改正につきましては、第3号の新設に伴い、号を繰り下げたものでございます。同条第3項の改正につきましては、扶養手当の月額を、第1号の配偶者については、1万3,000円から6,500円に減額し、改正前におきましては、第2号から第5号までの扶養親族については1人につき6,500円とし、そのうち配偶者がいない場合、そのうち1人については1万1,000円でしたが、改正後におきましては、第2号の満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき6,500円から1万円に増額にされ、改正後の第3号から第6号の扶養親族につきましては、改正前の同額の1人につき6,500円とし、配偶者がいない場合の1人につき1万1,000円の加算措置を廃止するものでございます。なお、附則第4項で扶養手当に関する特例が定められておりますので、改正後の扶養手当の額につきましては、実質的には平成30年4月1日から摘要されることとなります。

第9条第1項、6ページの第2項、7ページの第3項の改正につきましては、第8条第2項の改正に伴います引用条項の整理及び同条第3項の配偶者がいない場合の加算措置が削除されたことに伴います、字句の改正及び法律改正に伴います字句の改正を行っております。

8ページをお開き願います。第17条第2項第1号の改正につきましては、職員の勤勉手当の額を給料月額「100分の90」から「100分の85」に0.05月分引き下げるものでございまして、第2号の改正につきましては、再任用職員

の勤勉手当の額を給料月額「100分の42.5」から「100分の40」に、0.25月分引き下げるものでございます。29年4月以降の勤勉手当につきましては、6月と12月に2回支給されることとなるため、平成28年12月の勤勉手当の引き上げ分の半分を引き下げることにし、平成29年度の支給率と均等になるよう振り分けるものでございます。

次に、議案書をお開き願います。附則でございます。（施行期日等）、第1項におきましては、条例の施行日を公布の日とし、第2条及び附則第4項の規定の施行日を平成29年4月1日といたしております。第2項におきましては、第1条の規定による改正後の条例の規定のうち、美里町一般職の職員の給与に関する条例第17条第2項の改正規定を除く部分につきましては、平成28年4月1日から適用し、第1条の規定による改正後の条例第17条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用するにいたしております。第3項につきましては、「給与の内払」に関する規定でございます。第4項につきましては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの「扶養手当に関する特例」でございまして、配偶者の扶養手当につきましては、現行の1万3,000円から29年4月から平成30年3月までは1万円とし、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の扶養手当につきましては、現行の6,500円から平成20年4月から平成30年3月までは8,000円とし、また配偶者がいない場合の加算措置につきましても、現行の配偶者がいない場合、そのうち1人については、1万1,000円でありましたのを、平成29年4月から平成30年3月までは満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については1万円に、その他の扶養親族については9,000円に段階的に調整するための経過措置でございます。第5項につきましては、規則への委任規定でございます。

以上で、議案第116号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第 1 1、議案第 1 1 6 号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 全員起立です。

したがいまして、日程第 1 1、議案第 1 1 6 号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長(中川政司君) ここでしばらく休憩いたします。再開を午後 1 時 0 0 分いたします。

-----○-----

休憩 午前 1 1 時 5 5 分

再開 午後 1 時 0 0 分

-----○-----

○議長(中川政司君) それでは再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 1 1 7 号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中川政司君) 日程第 1 2、議案第 1 1 7 号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。大倉総務課長。

○総務課長(大倉一昭君) 議案第 1 1 7 号につきましてご説明申し上げます。

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、特定任期付職員の給料及び業績手当の額を改定したため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正) でございますが、改正内容につきましては、説明資料として提出させていただいております新旧

対照表により説明をさせていただきます。

なお、附則のほうでございます。第2項以下の部分につきまして、修正をさせていただきます。冒頭お断りをさせていただきます。

それでは新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条の改正でございますが、左の欄が改正前、右の欄が改正後の条文となっております。第5条の改正につきましては、法律の施行に伴う特定任期付職員の給料表の改正でございます。1号給、2号給の職員の給料月額につきまして、1,000円の増額改定となっております。第6条第2項の改正につきましては、職員の期末手当に相当します業績手当に関する規定でございます。本年12月に支給する業績手当の額を、給料月額の「100分の157.5」から「100分の167.5」に0.1月分引き上げるものでございます。

2ページをお開き願います。第2条関係の改正でございます。第6条第2項の改正でございますが、業績手当の額を、給料月額の「100分の167.5」から「100分の162.5」に0.05月分引き下げるものでございます。平成29年4月以降の業績手当は6月と12月の2回支給されるため、平成28年12月に支給されるべき業績手当の引き上げ分の半分を引き下げることにしたものでございます。

次に、議案書をお開き願います。

附則でございます。（施行期日等）、第1項におきましては、条例の施行日を公布の日とし、第2条の規定の施行日を平成29年4月1日といたしております。第2項におきましては、第1条の規定による改正後の条例の規定のうち、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第2項の改正規定を除く部分につきましては、条例施行の日（平成28年10月21日）から適用し、第1条の規定による改正後の条例第6条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用するとしております。第3項につきましては、（給与の内払）に関する規定でございます。

以上で、議案第117号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第１２、議案第１１７号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第１２、議案第１１７号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１３ 議案第１１８号 美里町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第１３、議案第１１８号、美里町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。岩永税務課長。

○税務課長（岩永政臣君） それでは、議案第１１８号についてご説明申し上げます。

美里町税条例の一部を改正する条例の制定について

美里町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成２８年１２月１３日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由といたしまして、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正されたことにより、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定を条例で定める必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開きください。

美里町税条例の一部を改正する条例

美里町税条例（平成１６年美里町条例第４９号）の一部を次のように改正する。

以下、改正文でございますが、別途配付しております新旧対照表により説明いたします。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

美里町税条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。左側が改正前、右側が改正後となっております。説明につきましては、改正後を基本に説明させていただきます。附則（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）につきましては、現在、台湾の企業の稼得する船舶または航空機による国

際運輸業に係る日本国内源泉所得につきまして、相互主義に基づき日本の課税を免除しております。しかし、今回の法改正で外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律を、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に改めることで、運輸業以外にも適用を広げるものでございます。このことから、町民税に係るものといたしまして、1ページの第20条の2から以下、5ページの中ほどまでの各項にお示しがしてございますが、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例を新設し、特例適用利子等または特例適用配当等を有するものに対し、その特例利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税とするよう改正するものでございます。

また、5ページの20条の3から10ページにつきましては、附則20条の2を新設することに伴う条のずれによるものでございます。

次に、また、議案集のほうに戻っていただきたいと思います。

改正条例の4ページになります。附則といたしまして、（施行期日）、第1条、この条例は、平成29年1月1日から施行するとなっております。第2条につきましては、（経過措置）でございます。

以上で、議案第118号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第13、議案第118号、美里町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第13、議案第118号、美里町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 4 議案第 1 1 9 号 美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川政司君） 日程第 1 4、議案第 1 1 9 号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） 議案第 1 1 9 号についてご説明申し上げます。

美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございますが、所得税法等の一部を改正する法律が平成 2 8 年 3 月 3 1 日に公布され、外国人などの国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税などの非課税に関する法律の一部改正が行われたことにより、国民健康保険税の課税の特例に関する規定を改正する必要性が生じたため提案をするものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美里町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下、改正内容につきましては、説明資料として提出しております別冊の美里町国民健康保険税条例新旧対照表をご覧ください。

左の欄が改正前、右の欄が改正後の条文となっております。今回の改正は住民税の課税の特例としまして、特例適用利子などの額及び特例適用配当などの額に係る所得が分離課税される改正が行われることから、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額にそれぞれを含めるよう、附則の 1 0 項と附則の 1 1 項を新設したものでございます。

対照表の 2 ページをお開きください。この 2 項の新設によりまして、左側の改正前の附則第 1 0 項及び附則第 1 1 項につきましては、それぞれ項の繰り下げを行ったものでございます。

議案書にお戻り願います。

2 ページの附則でございます。（施行期日）として、第 1 項、この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。第 2 項につきましては、改正後の美里町国民健康保険税条例の規定の（適用区分）を定めたものでございます。

以上で、議案第 1 1 9 号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第14、議案第119号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第14、議案第119号、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第120号 平成28年度美里町一般会計補正予算（第12号）

日程第16 議案第121号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第17 議案第122号 平成28年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第123号 平成28年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第19 議案第124号 平成28年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第125号 平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

○議長（中川政司君） 日程第15、議案第120号「平成28年度美里町一般会計補正予算（第12号）」から、日程第20、議案第125号「平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）」までの6案件についてを一括して議題としたいと思います。

皆さんにお諮りします。日程第15、議案第120号から日程第20、議案第125号までの6案件についてを一括議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第120号から議案第125号までを一括して議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第120号から議案第125号までを一括して議題とします。

まず、議案第120号、平成28年度美里町一般会計補正予算（第12号）の内容説明を求めます。大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） 議案第120号につきましてご説明申し上げます。別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第120号 平成28年度美里町一般会計補正予算（第12号）

平成28年度美里町の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億2,539万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億7,530万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年12月13日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正でございます。

債務負担行為の追加といたしまして、公共土木積算システムライセンス使用料につきまして、平成29年度から平成30年度までの期間、限度額につきまして91万9,000円を追加いたしております。

次に、6ページでございます。第3表、地方債補正でございます。まず、地方債の追加でございますが、臨時財政対策債（借換債）につきまして、限度額1億198万3,000円を追加いたしております。

7ページをお開き願います。地方債の変更でございます。起債の目的の欄でございます。現年発生公共土木施設災害復旧事業（震災分）につきまして、限度額を3億1,990万円から3億4,972万9,000円に。現年発生公共土木施設災害復旧事業（豪雨分）につきまして、3億7,980万円から6億240万円に。現年発生林道施設災害復旧事業（震災分）につきまして、4,210万円から3,800万円に。現年発生林道施設災害復旧事業（豪雨分）につきまして、3,340万

円から8,910万円に。現年発生農業施設災害復旧事業（震災分）につきまして、420万円から350万円に。現年発生農業施設災害復旧事業（豪雨分）につきまして、6,500万円から5,000万円に。現年発生単独災害復旧事業（震災分）につきまして、1億380万円から1億280万円に。現年発生単独災害復旧事業（豪雨分）につきまして、2,540万円から4,350万円に。現年発生公立学校施設災害復旧事業（震災分）につきまして、5,410万円から6,050万円にそれぞれ変更をいたしております。

10ページをお開き願います。2の歳入でございます。一番上の枠でございます。分担金及び負担金の目2、災害復旧費分担金の説明の欄でございます。農用地等災害復旧費分担金（豪雨分）につきましては、農用地等災害復旧工事費の10分の1の額2,000万円を増額いたしております。

その下の枠でございます。国庫支出金の目2、災害復旧費国庫負担金の説明の欄でございます。公共土木施設災害復旧費負担金（豪雨分）につきましては、公共土木施設災害復旧費の歳出の災害復旧費の3分の2の額、4億4,588万9,000円を増額いたしております。

その下の枠でございます。目4の土木費国庫補助金の説明の欄の上の行でございます。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金につきましては、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に係る測量設計委託料工事請負費の額の2分の1の額、5,983万6,000円を計上いたしております。一番下の枠でございます。県支出金の目1、民生費県負担金の節7の災害救助費負担金の説明の欄、災害救助費負担金につきましては、歳出予算の増額に伴いまして1,650万5,000円を増額いたしております。

11ページをお開き願います。一番上の枠、県支出金の目4、農林水産業費県補助金の節1、農業費補助金でございます。説明の欄の2行目でございます。被災者向け経営体育成支援事業補助金につきましては、第2回要望分に係ります補助金として3,683万2,000円を増額いたしております。

1番下の行でございます。農用地等災害復旧事業費補助金（豪雨分）につきましては、農用地等災害復旧費歳出の農用地災害復旧費の10分の9の額、1億8,000万円を増額いたしております。

節2の林業費補助金の2行目でございます。林道施設災害復旧事業補助金（震災分）につきましては、災害査定が終了し、災害復旧事業費を減額したことに伴いまして1,560万円を減額し、その下の行でございます。林道施設災害復旧事業補助金（豪雨分）につきましては、1億400万円を増額いたしております。

目7の土木費県補助金の説明の欄でございます。災害関連地域防災がけ崩れ対策

事業補助金でございます。これは地域防災がけ崩れ対策事業費の4分の1の補助でございまして、2,991万8,000円を計上いたしております。

1番下の枠の寄附金の目1の一般寄附金の説明の欄のふるさと応援寄附金につきましては、収入実績に基づきまして202万8,000円を増額いたしております。

その下の教育費寄附金につきましては、2団体からの寄附がございましたので、168万2,000円を増額しておりまして、小学校3校、中学校2校の歳出予算へそれぞれ33万7,000円を予算配分をしているところでございます。

次に、12ページでございます。1番上の枠の繰入金の目1、基金繰入金の説明の欄でございます。財政調整基金繰入金につきましては、不足する財源に充当するため9,046万9,000円を増額いたしております。

2つ目の枠の諸収入の雑入の説明の欄の1番上の行でございます。宇城広域連合負担金前年度決算剰余金返還金につきましては、2,162万8,000円を計上いたしております。

1番下の行の療養給付費負担金返還金（後期高齢者医療）につきましては、27年度の負担金額の確定に伴う返還金でございまして、1,412万7,000円を計上いたしております。

1番下の枠、町債の総務債の説明の欄、臨時財政対策債（借換債）につきましては、利子負担の軽減を図るため利子の低い償還債を活用いたしまして、既に発行している臨時財政対策債の償還を行うため借り入れるものでございまして、1億198万3,000円を計上いたしております。

目5の災害復旧債につきましては、説明の欄の現年発生公共土木施設災害復旧事業（震災分）から、次のページまでまたがりませんが、現年発生公立学校施設災害復旧事業（震災分）まで、説明区分ごとの増減はございますが、総額3億1,182万9,000円を増額いたしております。

14ページをお開き願います。3の歳出でございます。歳出予算の補正につきましては、議会費から教育費まで人事院勧告に伴う給料、職員手当、共済費などの人件費等の補正をそれぞれ行っているところでございます。

15ページをお開き願います。1番下の総務費の目6の企画費でございます。負担金補助及び交付金の2行目になります。生活交通路線維持費補助金につきましては、熊本地震による運行不能、また利用者数の減少によりまして612万円を増額いたしております。おもやいジャンボ運行補助金につきましては、豪雨災害により県道清和砥用線が通行できなくなり、迂回運行により燃料費等が増加しましたため148万6,000円を増額いたしております。

次に、16ページでございます。総務費の目7、情報推進費の役務費から備品購入費までになりますが、個人番号カードプリンター印字調整手数料13万円の減額。

その下の委託料でございます。個人番号カード専用機器保守委託料44万5,000円の減額。個人番号カードプリンター購入費118万8,000円の減額につきましては、当初個人番号カードの住所氏名の変更があった場合に、専用プリンターによる印字をする計画でございましたが、件数が少なく印字テープも高額となっているということでございまして、手書き処理することといたしましたため、減額をしたものでございます。

19ページをお開き願います。2つ目の枠でございます。民生費の目1、災害救助費の15、工事請負費の説明の欄でございます。被災住宅応急工事につきましては、57万6,000円の20件分、1,152万円を増額いたしております。

その下の備品購入費、仮設団地備品購入費につきましては、仮設団地41戸に物置を設置するための経費として442万8,000円を増額いたしております。

次に、20ページでございます。1番上の枠の衛生費の目7、水道施設整備費の13の委託料の説明の欄でございます。簡易水道事業経営戦略作成業務委託料150万円でございますが、平成29年度以降の簡易水道事業の高料金対策及び建設改良に係る普通交付税措置を受けるためには、経営戦略を作成する必要があるでございますので計上をいたしているところでございます。

21ページをお開き願います。農林水産業費の目4、農業振興費の説明の欄、2行目になります。被災者向け経営体育成支援事業補助金につきましては、第2次要望にかかります25件分の補助金として、4,735万8,000円を増額いたしております。

一番下の目7、農業構造改善対策費の説明の欄でございます。多目的集会施設の屋根防水改修工事につきましては350万円を計上いたしております。

次に、22ページでございます。真ん中の枠でございます。商工費の森林体験公園費の役務費、広告宣伝費につきましては、来春の集客のためのテレビ広告費といたしまして100万円を増額いたしております。

23ページをお開き願います。一番下の枠でございます。消防費の目4、災害対策費の役務費、説明の欄の上の行でございます。戸別受信機設置・調整等手数料につきましては、震災に伴いまして家屋の解体、また仮設住宅の建設等により設置調整件数が増加いたしておりますので180万円を増額いたしております。

次に、24ページでございます。下の枠でございます。教育費の目1、学校管理費の委託料の2行目になります。砥用小学校特別支援教室設備改修工事設計業務委

託料36万円。その下の工事請負費の砥用小学校施設整備工事180万円につきましては、特別支援教室の増設に伴う経費を計上いたしているところでございます。

25ページをお開き願います。下の枠でございます。教育費の目1、学校管理費の13の委託料、中央中学校特別支援教室設備改修工事設計業務委託料80万円。

その下の工事請負費、中央中学校校舎等修繕工事400万円。こちらにつきましても、特別支援教室の増設に伴う経費を計上いたしているところでございます。

次に、26ページでございます。2つ目の枠でございます。教育費の目2、公民館費の負担金補助及び交付金の一番上の枠でございます。上中地区公民館改修費補助金につきましては、9月議会定例会におきまして17万9,000円を計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、熊本地震復興基金を活用した事業メニューが県から示されておりますので、総額を減額し、自治公民館再建事業補助金（震災分）として71万8,000円を計上させていただいております。額の相違につきまして、事業メニューに合わせまして補助率を嵩上げしていることに伴うものでございます。

一番下の枠の教育費の体育施設費の需用費の修繕料につきましては、カントリーパークの遊具及びテニスコート、B&G海洋センターのプール排水管、総合運動公園グラウンドトイレの浄化槽などの修繕料として、159万6,000円を増額いたしております。

27ページをお開き願います。2つ目の枠でございます。災害復旧費の目1、農用地等災害復旧費の節13の委託料の説明の欄でございます。測量設計委託料（豪雨分）につきましては、農用地等災害復旧に係る分でございます。2,000万円を増額いたしております。

その下の工事請負費の農用地等災害復旧工事（豪雨分）につきましては、2億円を増額いたしております。

目2の林道施設災害復旧費の15、工事請負費の説明の欄でございます。林道施設災害復旧工事（震災分）につきましては、災害査定が終了し、復旧額が確定いたしましたため1,886万6,000円を減額いたしまして、その下の林道施設災害復旧工事（豪雨分）につきましては、1億6,600万円を増額いたしているところでございます。

1番下の枠でございます。災害復旧費の目2の国庫負担災害復旧費の委託料でございます。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業調査測量設計委託料2,916万円。

その下の工事請負費の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業工事9,051万3,000円につきましては、熊本地震及び豪雨により被害を受けました5つの地区に係

るがけ崩れ防止対策に係る経費を計上したものでございます。

その下の公共土木施設災害復旧費（豪雨分）につきましては、6億6,850万円を計上いたしております。

次に、28ページでございます。災害復旧費の目2、社会体育施設災害復旧費の委託料のカントリーパーク災害復旧工事測量設計業務委託料につきましては、190万円を増額いたしております。

その下の工事請負費のカントリーパーク災害復旧工事（豪雨分）につきましては、1,260万円を増額し、その下の農山村広場災害復旧工事（豪雨分）につきましては400万円を増額いたしております。農山村広場の復旧工事につきましては、豪雨災害による法面2カ所の崩壊に伴う復旧工事費にあたるものでございます。

一番下の枠でございます。公債費の元金の説明の欄でございます。町債償還元金につきましては、歳入の借替債を発行いたしまして償還するものでございまして、1億198万3,000円を計上いたしております。

以上で、議案第120号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第120号の内容説明を終わります。

次に、議案第121号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。向山住民課長。

○住民課長（向山照美君） 議案第121号についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。

平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成28年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,088万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月13日提出 美里町長 上田泰弘

予算書の5ページをお開き願います。2の歳入でございますが、一番上の枠の国庫支出金の目の特定健診等負担金でございますが、負担金の決定によりまして説明の24万6,000円を増額したものでございます。

2段目になりますが、同じく国庫支出金の目、災害臨時特例補助金でございます。これは熊本地震により半壊以上の被災をされた国保世帯の国保税の減免、並びに医療機関の一部負担金の免除を実施しておりますが、それに要する費用のうち、

8割については特別調整交付金で交付され、残りの2割については今回の特別臨時補助金として補助されることになりましたので、今回保険税の減免分としまして175万1,000円、一部負担金の免除分としまして176万6,000円を計上しております。

次の枠でございますが、款、項、目、前期高齢者交付金ですが、本年度の決定額によりまして211万6,000円を減額をしております。

最後の枠ですが、県支出金でございますが、目の特定健診等負担金につきましては、負担金の決定によりまして24万6,000円を増額したものです。

次に、6ページをご覧ください。3の歳出でございます。一番上の枠の保険給付費でございますが、歳入で災害の特別臨時給付金の一部負担金の免除分が補助されたことによりまして、財源の組み替えを行ったものでございます。

その下、2段目、3段目、4段目の枠でございますが、それぞれ後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金につきましては、今年度の額の決定によりまして、後期高齢者支援金を2,365万2,000円、前期高齢者納付金を7万3,000円、介護納付金を15万7,000円、それぞれ減額したものでございます。

次の7ページをご覧ください。一番上の枠の保健事業費の特定健診の事業費の説明の欄でございますが、特定健診の端末回線使用料については、不足分が生じたので5,000円ほど増額をしております。

次の段の同じく保健事業費の目の疾病予防費の説明の欄です。保険者データヘルス支援システム開発市町村負担金でございます。現在、医療費適正化の事業としまして、国保連合会の支援システムによりデータヘルス事業を実施しておりますが、さらに医療、介護、検診データなどの分析、重症化予防対象者の抽出などのシステム、新たな開発するために負担金としまして6万8,000円を計上したものでございます。

次の段の諸支出金、目の償還金でございますが、平成27年度の国の調整交付金におきまして、療養費の修正があったことにより、返還金が生じたものでございます。

最後に、予備費につきましては、歳入歳出予算の補正に伴いまして、2,569万2,000円を増額をしております。

以上で、議案第121号についての説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第121号の内容説明を終わります。

次に、議案第122号、平成28年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。吉成福祉課長。

○福祉課長（吉成一利君） それでは、議案第122号についてご説明を申し上げます。

す。別途に配付をいたしております補正予算書の１ページをお願いいたします。

平成２８年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）

平成２８年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４７万３,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８億４,８３５万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２８年１月１３日提出 美里町長 上田泰弘

４ページをお願いいたします。２の歳入でございます。繰入金の目５、その他一般会計繰入金でございますが、説明の欄で事務費繰入金４７万３,０００円を計上しております。これは総務費の補正に伴い、繰入金の増額を行ったものでございます。

続きまして、次のページの５ページをお願いいたします。３の歳出でございます。総務費の目１の一般管理費、説明でいきますと、時間外勤務手当の３３万円、その下の役務費の郵便料２万６,０００円、次の総務費の１賦課徴収費、説明の欄の郵便料１１万７,０００円でございますが、これは地震による減免分の９月の前回の１号の補正の時に申請をいたしました申請分につきましては、個人個人の被災者の申請分に係るものでございましたが、このあと規則を制定をいたしましたあと、今度はその規則により該当する人ということでそれに伴うものでございます。ちなみに該当者は約２００名というふうに検算をしております。

続きまして、次の保険給付費、目１の介護サービス等給付費でございます。説明の欄の施設介護サービス給付費１１万５,０００円の減、その下の施設介護サービス給付費、利用者負担減免分１１万５,０００円の増ということで、地震で調整を行っております施設で利用されてる方の減免分ということでございますが、普通は過誤調整ということで多かったり少なかったりするのを、施設のほうが直接こちらの町のほうに出して保険料で調整をしておりますが、施設ごとによりますと、施設でその過誤調整を行わない施設がございますので、直接的に利用者の方に減免を行うものでございます。これで科目の調整を行ったものでございます。

次に、保険給付費の１、介護予防サービス等給付費でございます。説明の欄の介護予防サービス給付費２０万円の減、その下の特定入所者介護予防サービス給付費２０万円の増ということを計上しております。これは、次の下の欄の特定入所者介護といえますのは、特定入所者といえますのは、低所得者というようなことでござ

います。科目内で調整をしたところでございます。利用に伴いまして調整をしております。その下の地域支援事業費 2 の介護予防ケアマネジメント事業費、説明の欄の介護予防ケアマネジメント委託料 25 万円の減。これはそれぞれのケアプランの作成にあたるものでございます。25 万円の減をしております。その下の介護予防ケアマネジメント事業負担金 25 万円の増。これは国保連合会に対する負担金でございます。

以上で、議案 122 号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第 122 号の内容説明を終わります。

次に、議案第 123 号、平成 28 年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の内容説明を求めます。津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） 議案第 123 号についてご説明いたします。別冊補正予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 123 号 平成 28 年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 28 年度美里町の砦用西部地区簡易水道事業特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,254 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 12 月 13 日提出 美里町長 上田泰弘

続きまして、4 ページをお開きください。今回の補正につきましては、人事院勧告による職員給料等の補正によるものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出補正予算の財源として 14 万円を計上しております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。総務費の一般管理費におきまして、人事院勧告に伴う職員の給料、職員手当など所要額合計 14 万円を増額計上といたしております。また、公債費の元金につきましては、財源の組み替えとなっております。

以上で、議案第 123 号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第 123 号の内容説明を終わります。

次に、議案第 124 号、平成 28 年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の内容説明を求めます。津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） 議案第 124 号についてご説明いたします。別冊補正

予算書の１ページをお開きください。

議案第１２４号 平成２８年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

平成２８年度美里町の砵用東部地区簡易水道事業特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１５５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億２，３９５万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２８年１２月１３日提出 美里町長 上田泰弘

続きまして、４ページをお開きください。今回の補正につきましては、人事院勧告による職員給料手当などの補正、また畝野配水池、山出浄水場の修繕に伴う補正であります。

まず、歳入についてご説明いたします。繰入金の一般会計繰入金におきましては１５５万円の増額。これにつきましては、歳出予算の財源として増額計上いたしております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。総務費の一般管理費におきまして、職員給料手当など合計５万円、また畝野配水池の水位計及び山出浄水場のろ過機、コンプレッサー冷却用の送風機などの修繕料といたしまして、所要額合計１５０万円を計上するものであります。

次に、公債費、償還金の元金につきましては、財源の組み替えとなります。

以上で、議案第１２４号の説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第１２４号の内容説明を終わります。

次に、議案第１２５号、平成２８年度美里町生活排水特別会計補正予算（第３号）の内容説明を求めます。津川水道衛生課長。

○水道衛生課長（津川昭博君） 議案第１２５号についてご説明いたします。別冊補正予算書の１ページをお開きください。

議案第１２５号 平成２８年度美里町生活排水特別会計補正予算（第３号）

平成２８年度美里町的生活排水特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６６２万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億２７５万２，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年12月13日提出 美里町長 上田泰弘

続きまして、3ページをお開きください。

今回の補正につきましては、震災による合併浄化槽の修繕費や合併浄化槽設置の申し込み件数の増加による工事費等の補正によるものでございます。

第2表、地方債の補正であります。浄化槽市町村整備推進事業における起債限度額の変更になります。事業費が増額となったため370万円を増額し、限度額を2,840万円に変更しております。なお、起債の方法、利率、償還方法は、変更前と同じであります。

続きまして、5ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。浄化槽推進事業受益者分担金では、3件の増額分として30万円の増額。国庫補助金におきましては、震災による浄化槽災害復旧費補助金として、事業費の80%、560万円の増額を計上いたしております。繰入金、一般会計繰入金につきましては、国庫補助金等の増額により297万2,000円の減額としております。次に、町債におきましては、事業費の増加に伴い、浄化槽整備事業債の下水道事業債230万円を増額。また、浄化槽修繕の災害復旧事業債として、事業費の20%、140万円を計上いたしております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。6ページをご覧ください。総務費の一般管理費におきましては、職員手当27万7,000円の増額。また、震災による浄化槽修繕料200万円の増額ほか、合計226万2,000円を増額計上しております。事業費では浄化槽3件分の設置工事費といたしまして431万2,000円と委託料など所要額合計436万6,000円の増額計上となります。

以上で、議案第125号の説明を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） 以上で、議案第125号の内容説明を終わります。

—————○—————

日程第21 議案第126号 美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について

○議長（中川政司君） 日程第21、議案第126号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定についてを議題とします。皆さんにお諮りします。日程第21、議案第126号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定については、本日は内容説明のみ行い、質疑、討論、採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第126号については、本日は内容説明のみ行い、質疑、討論、採決は最終日に行うことに決定しました。

それでは、内容説明を求めます。大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） 議案第126号についてご説明申し上げます。

美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり美里町東部地区活性化施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

記

施設の名称 美里町東部地区活性化施設

指定管理者 所在地 熊本県下益城郡美里町畝野632番地5

団体名 美里町東部地区活性化協議会

代表者 山田輝實

指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年12月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

平成29年3月31日をもって指定管理者の指定期間満了となるため、新たに指定管理者の指定につき議会の議決を必要とするため提案するものでございます。

本日説明資料といたしまして、右上に「資料」といたしましたA4縦判の1枚の資料をご覧いただきたいと思います。表題は、美里町東部地区活性化施設指定管理候補者の選定結果総括でございます。読み上げさせていただきます。

美里町東部地区活性化施設指定管理候補者の選定結果総括

1、選定までの経過、平成28年9月29日募集の公告、平成28年9月30日募集開始、募集は町広報誌10月号、町ホームページ、防災行政無線で周知を行っております。平成28年10月20日募集締め切り。平成28年10月27日、美里町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第10条の規定に基づきまして、美里町東部地区活性化施設指定管理者選定審議会に、指定管理者の審議について諮問を行っております。同日、同審議会におきまして、1次審査を行っていただきました。平成28年11月7日、美里町東部地区活性化施設指定管理者選定審議会におきまして、2次審査を行っていただきました。また、同日、同審議会から指定管理候補者としての選定についての答申を受けております。平成28年11月9日指定管理候補者を選定をいたしました。

2、対象施設、（1）名称、美里町東部地区活性化施設。（2）所在地、美里町

畝野 6 3 2 番地 5（物産館）、美里町畝野 3 3 8 5 番地 5（加工場）。（3）指定期間、平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで。（4）指定管理料の有無、なし。（5）利用料金制の有無、なし。（6）公募・非公募の別、公募。

3、申請状況及び選定結果、（1）申請団体数、1 団体。（2）指定管理候補者団体名称、美里町東部地区活性化協議会、代表者、山田輝實、所在地、熊本県下益城郡美里町畝野 6 3 2 番地 5。

4、美里町東部地区活性化施設指定管理者選定審議会による審査（評価結果）、順位 1、申請者名、美里町東部地区活性化協議会、満点 5 0 0 点、総得点 3 5 2 点、指定管理料、なし、提案額、なし。

以上で、議案第 1 2 6 号につきまして、説明を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

—————○—————

○議長（中川政司君） 以上で、本日の日程は終了しました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで散会したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会することに決定しました。

明日 1 4 日水曜日は、午前 1 0 時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後 2 時 0 7 分

第 2 号

1 2 月 1 4 日 (水)

平成28年第4回美里町議会定例会会議録(第2号)

平成28年12月14日(水)

午前10時00分 開 会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

(1) 4番 濱 田 憲 治 議 員

(2) 2番 今 田 政 行 議 員

(3) 3番 坂 田 竜 義 議 員

2. 出席議員(12名)

1番 光 井 博 幸 君
3番 坂 田 竜 義 君
5番 上 田 孝 君
7番 吉 田 美 好 君
9番 上 村 則 幸 君
11番 吉 田 起 登 君

2番 今 田 政 行 君
4番 濱 田 憲 治 君
6番 松 永 正 憲 君
8番 渡 邊 義 文 君
10番 福 田 秀 憲 君
12番 中 川 政 司 君

3. 欠席議員(なし)

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	上 田 隆 信 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	大 倉 一 昭 君
企画情報課長	大 西 茂 君	税 務 課 長	岩 永 政 臣 君
住 民 課 長	向 山 照 美 君	福 祉 課 長	吉 成 一 利 君
健康窓口課長	福 原 哲 治 君	経 済 課 長	長 木 一 美 君
林務観光課長	中 嶋 春 彦 君	建 設 課 長	藤 岡 哲 明 君
水道衛生課長	津 川 昭 博 君	会 計 課 長	林 田 眞 典 君
教 育 課 長	下 田 幸 輔 君		

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 繁 君 書 記 大 本 由 加 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

広報掲載のために、広報担当者の大原主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（中川政司君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め1時間以内となっておりますので申し添えます。

4番、濱田憲治君の一般質問を行います。濱田憲治君。

○4番（濱田憲治君） 議長、4番、濱田です。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 上田町長、11月の町長選挙で無投票当選、誠におめでとうございます。美里町は熊本地震、また6月豪雨での災害が多く発生しております。早期復旧復興へ向け、さらにリーダーシップを発揮していただき、全力で美里町の発展に寄与していただきたいと思っております。また、震災、豪雨で被害を受けられた町民の方々に対しましても、心よりお見舞いを申し上げます。今回の質問は、熊本地震に関すること、農業の振興及び定住移住についての質問をいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、初めに、自主防災組織について、お尋ねをいたします。自主防災組織は阪神淡路大震災を契機に、各自治体で自分たちの地域を自主的に守る組織として多くが生まれてまいりました。美里町においても、現在44カ所が立ち上げられております。地域ごとに大規模災害が発生したときの対応や、自分たちの住む地域が安心安全な地域であることなどを目標に掲げられて生まれた組織だと思っております。4月に発生した熊本地震が、大規模災害での初めての対応であったかと思います。地震後の対応は、それぞれの組織で対応は異なっていたことだと思います。美里町では家屋の完全倒壊は免れましたが、本震は真夜中の災害であり、安否確認が最も重要視されたことだと思います。自主防災組織の地震後の対応について、組織ごとに聞き取り調査を実施されているのかお尋ねをいたします。また、自主防災組織のあり方を含め、熊本地震での対応を検証し、危機管理意識の共有を重要視するような組織育成が大切なことだと思います。今後の組織育成に対する計画をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） ご説明いたします。

本町では、自主防災組織設立促進活動活性化事業の補助制度を平成25年4月に新設いたしております。平成25年度に3地区、平成26年度に14地区、平成27年度に27地区において、自主防災組織が設立されております。議員おっしゃいましたように、現在の自主防災組織数は44地区となっております。平成27年度におきます自主防災組織の事業内容につきましては、災害時の避難要支援者の確認、危険箇所の点検、避難路の確認、消火栓の点検、防火訓練、炊き出し訓練の実施及び防災資機材の整備などとなっております。お尋ねの熊本地震直後の自主防災組織の活動につきましては、聞き取りなどの調査はまだできておりませんが、いくつかの地区におきまして、「住民の避難誘導」及び「地区公民館での炊き出し」などの活動が行われたとの報告を受けているところでございます。自主防災組織の育成についてでございますが、今回の熊本地震のように大規模な災害になればなるほど、災害情報の収集やライフラインの応急復旧、避難者収容対策などに多くの労力を費やし、行政の災害に対する初動態勢が遅れることが予想されます。そのような中で、災害による被害を最小限に抑えるためには、住民の災害に対する知識と地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成強化が必要でございます。今後、熊本地震における住民自治組織の活動状況を十分把握、検証させていただきまして、自主防災組織の役員研修・意見交換会等を開催し、自主防災組織の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） まだ聞き取り調査はできてないということではございましたけども、私が聞いたところによれば、佐俣地区はもう一生懸命になって、まず、安否確認をされたというようなことを聞いております。各地区でそれぞれに対応されたことだと思っておりますけども、本震の時には1時20何分に起きた地震でありまして、真夜中の出来事ではございました。本当に心配して家から1歩出て避難をされるというような状況ではございましたので、地域の声かけというのが一番嬉しく思われたことだと思っております。いろいろな育成に対しまして考えておられますので、それを確実に進めていただいて、地域が自分たちのところを守るんだという、そういうような意識付けをまずは植え付けていただければなと願っておるところでございます。地域は自分たちの手でまず自助、そして共助、そして公助というような段階になっていくと思いますので、ぜひともこの育成には力を注いでいただきたいと思います。思っております。

それでは、次に、児童生徒の学校管理下での安全対策についてをお尋ねをいたします。熊本地震は前震、本震とも夜に起きた地震でありました。地震はいつ起こるか分からない災害です。学校管理下で大きな地震が発生した場合、揺れが治まるまで机の下に身を隠し、揺れが治まってから校庭へ避難されることになっていると思います。関東地区周辺では首都直下型地震など大きな地震が起こる可能性が高いことから、机に防災頭巾や折り畳みヘルメットを装備していると聞いております。まずは、身を隠す動作が一番ですが、移動するときに頭を守ることも重要だと考えております。今回の熊本地震でも体育館の天井など、非構造物が落下するような事案も発生したことから、町へ直接寄付された義援金の中から、防災頭巾や折り畳みヘルメットを購入することができないでしょうか。また、本震でありました4月16日を美里町防災の日として位置付け、熊本地震の記憶と体験を美里町の宝である子どもたちへ引き継ぐために、避難訓練等を実施することも大切ではないでしょうか。次年度から、この地震に対する対策をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） お答えいたします。

議員、今おっしゃいましたように、思いもよらぬ想定外の地震が起きたわけですが、これが昼間であったなら、授業中であったならということで、非常にその時の対応については心配をしたわけですが、不幸中の幸いと申しますか、夜だったので子どもたちへの直接の被害はなかったということです。ただ、これからもまた地震の心配はございますので、今、お話がありましたように、防災ヘルメットのことについても町でも検討いたしました。一般的に地震のためのヘルメットと申しますと、折り畳み式のヘルメットを考えておりますが、1個の値段がですね、通常のヘルメットよりも非常に高くございまして、4,500円ぐらい、いろんなタイプがございしますが、それぐらいはするということでございます。もし、町内の児童生徒全員に購入するとしますと、670名ほどおりますので、約300万ほどかかるということでございます。また、ヘルメットをですね、置く場所、スペースあたりの問題もありまして、なかなか導入が難しいという話も聞いております。それ以外に、先ほどありました防災頭巾ということも検討できますけども、防災頭巾は、他県では防災頭巾を導入しているところもあるようですけども、ヘルメットと比べると、なんて言いますか、強さがないと。ヘルメットのほうが断然強いということで、地震に対するためにはやはりヘルメットのほうがいいのかなというふうに考えているところでございます。近隣の市、町も確認しましたが、現在のところは導入とか予定はないということで聞いております。宇城市、宇土市、甲佐と

か山都町のほうはそういうふう聞いております。

それで、結論でございますけども、先ほど、子どもの命を守ることが第一ということは当然分かりますけども、必要性とかそれから置く場所とか、それから予算とかそういったものを考慮しながら今後検討していきたいということで、今考えておるところでございます。

2つ目の質問でございますが、4月16日を町の防災の日としてはどうかというふうなお話でございましたけども、防災の日は全国的には9月1日に制定をされておりまして、全国的に防災訓練その他が行われております。学校におきましては、避難訓練は年間の行事計画に入っておりまして、確認しましたところ、すべての小中学校が年3回から4回実施をしております。平成28年度もその予定でしたけども、4月に熊本地震が起きましたので、予定を若干変更して、地震対策の避難訓練、その他を行っております。回数もですね、工夫をして、増やしている学校が多ございます。それで、地震対策の、先ほどちょっと説明されましたけど、まず、頭を低くして、頭を守って、そして揺れが治まってから避難するというシェイクアウト訓練も学校で実施をしているところなんです。ただ、この日という設定ということにつきましてはですね、4月は非常に学校の行事が多ございまして、同じ日にすべての学校が同時ということはなかなか難しいというふうに考えているところです。ただ、来年は今年と同じように、いつ起きるかも分からない地震対策のためにシェイクアウト訓練あたりをですね、実施してもらうように学校のほうにはお願いをしているということでございます。とにかく身を守ると、命が一番大事ということで、学校のほうにはそういった訓練を中心をお願いをしているというところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） ヘルメットの導入については、1個が4,500円ほどするというようなことと、設置する場所を考慮しながら検討するということになっております。直接、町に義援金がいくらきておるのか、ちょっと私も把握しておりませんが、もしもそういうところで予算的に住み分けができて、子どもたちのために使うというようなことができれば、その折り畳み式のヘルメットを購入するような形でもできるんじゃないかなと個人的には思いますので、まずは自分たちで身を守る、そして屋外に出て安全を確認するというような管理下になってほしいなと思っております。また、防災の日は4月はいろいろと行事等が忙しいということで、統一的にはできないことだとお聞きしましたけども、まずは意識を子どもたちに植えるようなことでもできるんじゃないかと。4月16日は大きな地震が発生したんだと。皆さんこれを意識して、日頃の対処してくださいというような指導をですね、

もっともっと来年からは増やして臨まれてもらいたいことだと思っております。子どもたちは町の宝です。学校で不慮の事故が発生しないように、教育委員会としてもどうぞご配慮していただきますようお願いをしたいと思いますと思っております。

それでは、次に、熊本地震の被害を後世に伝えるための施設や、町の宝である石橋の保存に関することをお尋ねいたします。熊本地震で美里町の被害状況を後世に伝えるため、情報を発信する施設も今後必要ではないでしょうか。被害の中でも、観光資源でもある町道福佐線第2二俣橋は一度全体を解体し、そして復元される計画でございます。石を積み直し、大規模な石橋の架け直しは全国的にも珍しいことであり、この工事風景を対岸の駐車場から見学できるようにすれば、多くの方々が工事風景を見学に来られる可能性がございます。また、工事費が約1億4,500万と高額であり、町の宝である石橋を町民の方々を始め、多くの方に少しずつでも支援できる仕組みを考えることもあるのではないのでしょうかと思っております。熊本県民のシンボルでもある熊本城も大きな被害を受け、熊本市は1口城主制度を創設され、県内はもとより日本全国から多くの支援の輪が広がっている状況です。被害の大きさやスケールの違いはございますが、地域の宝である遺産を同様な制度を創設し、関心を深めることも必要ではないのでしょうか。そして、その支援金の一部を工事費にあてることや震災の記憶と記録を展示する施設、メモリアルパークを旧清流の里に整備することはできないかと考えております。美里町での熊本地震の記録を、今後どのような形で後世へ継承されていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 私のほうからは、修復プロセスのことにつきましての今回のことにつきましてお答えいたします。

今回の熊本地震及び6月20日の豪雨によりまして、町の財産、文化財であります石橋は大きな被害を受けました。その一つが今お話があった福良渡でございます。このあと、どんな修復をしていくのかということにつきましては、直接の担当課は建設課になるんですけども、文化財ということで、教育委員会もそこに関わっているところです。先週、工程会議が業者のほうとございまして、昨日の熊日新聞にも報道されておりましたけども、かなりの期間がかかりますが、石橋の工事は非常に珍しいということで、修復は珍しいということで全国的にも注目されているところです。それで、その修復の段階を一般の方に公開するというようなことも、業者のほうでも考えているという話を聞いております。また、議員がおっしゃるのは、小中学生に公開はどうかというようなお話だと思うんですけども、町では子どもたちはふるさと学習とか地域学習とかそういったことを授業の中で取り組んでおりますので、町の財産であります大事な石橋を修復する、その過程を見ることは非常に大

事なことだというふうに委員会でも考えているところです。それで危険も伴いますので、いつでもいいというわけではございませんので、業者と相談をしながら、今後、また担当であります建設課とも相談をしながら、機会を捉えて、この日この時間というようなことですね、小・中学生に見る機会を作れないかなというふうに考えているところです。とにかく安全に配慮しながら、子どもたちに町の財産を再認識してもらう機会をぜひつくりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、メモリアルパークの整備から若干触れさせていただいたと思いますが、現在、現段階ではですね、建設費の問題、それからあとあとの維持管理費の問題、そういったものも鑑みまして、整備をするというようなことは現在のところは予定はしておりません。今、議員がおっしゃいました清流の里に関しましては、今、恋人の聖地もですね、非常に人気が出ておりまして、かなりの方が訪れていただいております。そのための駐車場として活用しようというふうな形で、今整備をさせていただいております。メモリアルパークという大々的なですね、やつではなくて、例えば標識的なやつをそこに置いて、この復旧の状況あたり、どういう被害があって、どういう復旧プロセスで、これがまた元に戻ったのかというようなことを展示するぐらいであればですね、それは可能かもしれませんが、大々的なメモリアルパークというのを整備していくのは非常に厳しいのではないかなと考えております。それから、「石橋 1 口応援寄付」に関してでございますが、町道福佐線は第 2 二俣橋、町道がついております。町道福佐線です。ですので、ここは国の補助をいただいて復旧を進めてまいります。大体、災害復旧費が 1 億 4,500 万円、先ほどおっしゃいましたざっくり言って 1 億 4,500 万円でございますが、その 3 分の 2 が国庫補助で出ます。残りの 3 分の 1 のですね、これ 100% 起債、災害復旧事業債を充てることができます。その災害復旧事業債が 100% 充てた分に対しまして 95% 交付税措置がございます。ですから、最終的に町がですね、持ち出す金額というのは、ざっくりと言いまして 200 数十万円というような形になります。つまり、1 億 4,500 万円の復旧をするのに 200 数十万円の町の持ち出しでいいというような形になってまいります。そういったのも考えてみますと、1 口応援寄付というのをですね、つくるべきかどうか。確かに財源なれば、それはもうありがたいことでありますけども、例えば、つくっていつまで応募というか受け付けをするのか、あるいはほかの、全部のほかの石橋に関する整備とかも含めての寄付とするのかとか、そういったところもですね、1 回ちょっとゆっくり時間を、時間をあまりかけすぎますと、もう整備が終わったとなるといけませんの

で、1回打ち合わせをさせていただいて、検討させていただいてですね、この1口
応援寄付に関しましては、検討をさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） まず、教育長のほうでお話がありましたとおり、石橋は町の宝
でありますので、この文化を継承してきたということで、石橋を小・中学生の方に見
ていただくということは本当に美里のふるさとを愛してもらうための一つの手段
であると私も思っておりますので、業者さんと話し合いをされて、できる限りの公
開をしていただければと思っております。また、地区外の方も全国的にも珍しいと
いうそういう工程でありますので、情報を発信すれば人がハートができる以上にも
来られるかも分かりませんので、ぜひともできる限りの公開をするといったところ
と、情報を発信する、そういう機会を増やしてもらえればなと思っております。町
長の答弁のほうでは、財源がこういことで示しをされました町の持ち出しについ
ては、少ないというようなことに、たまたま町道になっておったため、いろいろな
措置ができると、ありがたいところでございますけども、美里町の人を誘致する交
流人口を増加するためには、石橋の一つの宝でありますので、先ほど町長が言われ
たように、この修復だけじゃなくして、違うところの石橋も兼ねて、そういう応援
する寄付を創設するならばというご提案でありましたので、私も同様なことは思っ
ております。例えば、馬門橋についても霊台橋にしても、私が思うのは石橋の真下
からですね、橋を見るような、渡っていけるような、ピョンピョン歩いていって行
けるような見え方ができるのが一番石橋を見るのにはいいんじゃないかなと思っ
ております。山都町の通潤橋はですね、もうほとんど真下のほうから石橋を見上げら
れるというような醍醐味があるからこそ、ああいう観光客にもつながっておると思
いますので、ぜひとも町長が言われた「検討する」といったところを検討してい
ただいて、そして町外から多くの人を呼び込む一つ的手段として、検討していただ
ければと思っております。

メモリアルパークについてはですね、11月に経済建設常任委員会で、新潟の長
岡市と小千谷市を視察してまいりましたが、皆さん記憶にもあると思いますが、9
2時間ぶりに子どもが救出された現場、そこをですね、メモリアルパークとして一
部保存をされております。そして震源地、GPSで確定をして、そこに標柱を立て
ておられる。それが、メモリアルパーク。また、山古志村では川がせき止められて、
土砂ダムのような感じで、そこも記念公園として、メモリアルパークとして、もう
現場だけを残して、簡単に設備をされていたというような状況であります。決して
箱物をつくって、いろいろなことをするというのは厳しいと思っておりますので、

この石橋のプロセスを展示するような、そういった仕掛けだけでもつくっていくべきではないのかなと思っておるところです。駐車場に石橋の里はなっておりますけれども、その一帯を含めて、そういった町の被害はこうであったという展示スペースを設けることも一つの考えだと思いますので、ぜひ検討していただければと思うところでございます。

それでは、次に、農業の振興と定住促進についてをお尋ねをいたします。先月の町長選挙での当選報告会において、町長が町内を回られて、「耕作放棄地も多く見受けられました。」と感想を述べられております。町は一次産業の農業が基幹産業であります。しかし、担い手の育成や耕作放棄地、鳥獣被害など多くの課題が山積しております。経済課でも様々な事業を取り入れられ、懸命に町の農業を守っております。しかし、10年後の美里の農業はどのようなになっているのでしょうか。これからも維持できる農業を目指すためにも目標を定め、様々な観点から意見を求め、美里の農業を守り、豊かな自然と地域の保全のためにも美里町農村振興基本計画を定めることが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。今回、議会の経済建設常任委員会での視察研修の中に、新潟県の小千谷市を訪れました。そこでは農村と都市との共生を図る事業として、長期滞在型体験農園施設おぢやクラインガルテンふれあいの里を整備されておりました。都市と農村の交流促進をされ、この施設は平成14年に小千谷市農村振興基本計画を策定され、その計画の中に、都市と農村の共生事業を計画され、実施された施設でございます。平成18年には管理棟と宿泊施設ラウベという建物が15棟完成し、利用者の募集を開始されております。現在、ラウベは30棟が完成され、11月に視察に行った時には稼働的には29棟が利用されておるという報告でございました。ちなみに、年間使用料が39万6,000円ということでございます。稼働率もよく、交流人口は拡大し、少ない実績ではございますが、移住定住にもつながっているという状況でありました。美里町でも都市と農村の交流を目的として佐俣の湯が設置をされ、多くの方々が美里町へお越しになっておられます。しかし、長期滞在型の施設がない現状でございます。以前にも同様な質問をし、「お試し体験住宅の整備はできないか。」と質問をいたしました。その時、企画情報課課長の答弁では、県の夢チャレンジ事業を活用し、採択されれば砥用地区、中央地区にお試しハウスの建設を考えているとの答弁でございました。この夢チャレンジ事業のその後の計画はどうなっておるのでしょうか。また、美里町では熊本地震後の応急仮設住宅は木製で建てられており、基礎もしっかりしていて長期にわたり利用することも可能でございます。しかし、現行法では期限がきたら解体するようになっております。町長も議会もこの応急仮設住宅を取り崩さず町へ払い下げをと、国会陳情の時は要望をしています。要望が現実

になれば、この応急仮設住宅はいろいろな用途で人口減少の対策にもなり、また、一部を長期滞在型の施設として利用することも考えられると思います。復旧復興そして地方創生、町長、この４年間に對する農業振興と定住移住促進についてをお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） お試しハウスにつきましては、後ほどまた担当課長からお話があると、説明があるというふうに思いますが、昨日、委員長の報告でもこのクラインガルテンの報告がございました。この施設に関しましては、老後の生きがいであったり、余暇の楽しみの創出、あるいは緑地保全や子どもへの豊かな自然教育の場ではないかなと思っています。議員がおっしゃいますように、このような施設をですね、計画するのも移住定住を促す一つの手段というふうに考えますけども、これは地域の活性化、あるいは農地の有効利用、あるいは豊かな自然を活用した交流の場の創出というような観点でありまして、農業の振興にですね、即、結びつくかと言ったら、それは非常に難しいのではないかなと、厳しいのではないかなというふうに思っています。今、やはりこの美里町で今後農村基本計画つくってある地域の話もされましたが、そういったのも含めてですね、考えていかなければいけないというふうに思いますけども、やはり何より担い手をどう確保していくのか、あるいは後継者をどう育成していくのか、そういったところをですね、重点的に考えていかなければいけないと思いますし、やはりそういう方々が町に残って、農業をしていただくというからにはですね、やはりそれなりの所得が上がらなければいけないというふうに考えております。今、例えば、アスパラであったり、あとかぼちゃであったりですね、いろいろと推奨してされておりますけども、聞くところによりますと、今非常にショウガ、生姜あたりもですね、非常に今、高値で売れているというようなお話も聞いております。やはり後継者、担い手、そういった方々がちゃんと居ついただくとためには、汗を流した分だけですね、しっかりと所得で返ってくる、そういう仕組みっていうのも考えていかなければいけないというふうに思います。そういった意味では、農村基本計画をつくって、それに位置付けていくのかどうかということも含めてですね、これから検討していかなければいけないというふうに思います。それと、新規就農者の確保あたりも考えなければいけないと思うわけなんですけど、支援措置としてですね、他県におきましては、一定期間栽培技術等の研修を受けて、そして地元で就農することを条件に研修生に住宅であったり、あるいは手当を支給する、そういった制度を設けている県も自治体もございます。近年は「美里町で農業をしたい。」という問い合わせもあります。ただ、これはもう議員もご存知だと思います。新規に農業経営を開始する場合は、農地の問題、そ

れから資金力、それから住む家の確保と。そういったさまざまな要因をクリアする必要がございます。持続した農業経営を営んでもらうためにも、町といたしましては、やはり早い段階で、今、言いましたように、資金力をどういうサポートができるのか、農地がしっかり例えば紹介できるのか、あるいは住む場所を確保してやれるのかといった、そういったところにも早い段階でですね、手をつけていかなければいけないのではないかなというふうに考えているところでございます。やはり、何と言いましても、一番は所得をどうやって上げていくのかと、これ簡単ではないことだというふうに思いますが、ここをしっかりと押さえていかなければですね、やはり帰ってきて、例えば、県外にあるいは都会で仕事をしている方が田舎に帰って、これだけの所得があるんだったら田舎に帰って農業をやろうと思ってもらえるようなやっぱ、そういう所得の確保を目指さなければいけないというふうに思います。簡単なことではありませんけども、どうかそういった意味ではお知恵もお貸しいただければというふうに思います。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） お試しハウスにつきまして、説明させていただきます。

昨年の12月定例会におきまして、県の夢チャレンジ事業補助金を活用いたしまして、実際に美里町に来ていただいて、実際、住んでいただきまして、美里町がどういふところかを知っていただくことを目的としたお試しハウス、こちらをできますならば砥用地区に1カ所、中央地区に1カ所整備して、新年度予算に計画をしたいというふうな形でご説明を申し上げているところでございます。また、このお試しハウスにつきましては、美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、移住希望者のサポートとして、移住体験施設を整備し、移住の円滑化を図ることと位置付けております。しかしながら、その施設に提供できる空き家の登録がなかなか進んでいない状況でございます。どうしてもご意見としてあるのが、「定期的に帰ってきている。」とか、また「他人には貸したくない。」とか、また、そのほかにも「登録をするためには改修が必要である。」とか、また「家具、家財を置いている。」とか、そういったご意見も聞いているところでございます。このため、まず登録をしていただくこと、そのことが必要でございますので、当課におきまして、改修に対する補助やそのほか不要物の撤去に対する補助、そういった部分の要綱の整備を現在進めているところでございまして、そういった補助制度を活用していただいて、登録される側の経済的な負担軽減を図る、そういった部分の整備を現在進めているところでございまして、まずは空き家バンクに登録していただく空き家を増やすこと、こちらのほうが重要というところで、本年度はそちらのほうのところに重点を置いて進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） すみません。一つ忘れておりました。仮設住宅に関してでございます。美里町はすべて木造で建設をさせていただいております。先般、蒲島知事とお会いした時に、その仮設住宅の今後の活用についてのお話も出ました。今の制度であれば、2年後には解体をしなければいけません。しかし、そのあともですね、使えるような方向で知事もしっかりと国に対して働きかけを行っていくというような前向きな、かなり自信を持った話をされておりますので、美里の仮設住宅も今後それを延長して、また活用できるようにしてほしいという要望を改めて挙げてきたところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） いろいろな答弁いただきました。まずは農業振興については、所得、そして担い手とそういったところが1番重要であると。そのためによそから人を呼び込んで農業したい人がいるのではないかと私は思うところで、こういう質問をさせていただいたところです。県のほうも木造仮設については、できる限り有効な利用をしていくような働きをするといったことを今聞きましたので、それが現実になれば、まず、住むところが確保できれば、もう都会のほうから農業して、こちらの田舎暮らしをしてみたいんだという方もどこかにかはおられると思います。現在、私も含めてですが、一人で農業をされていくところが多くなってくると思います。それぞれに一人でするよりも、パートナーがいて、そして共同で経営をするような、そういった仕組みをつくっていくのも一つの振興対策ではないのかなと私は思っております。せっかくですので、経済課長も一生懸命、今、農業について進めておられますので、経済課としての今後のこの振興基本計画あたりについても、答弁があればと思っております。

○議長（中川政司君） 長木経済課長。

○経済課長（長木一美君） ご説明申し上げます。

美里町農村振興計画というのは、実際まだつくってございません。農業振興する上で、いろいろな事業、圃場整備だとかいろいろな事業、畜産関係の事業だとか、そういう事業をする際に、やはり計画というのは県のほうから求められます。例えば、中山間総合整備事業の計画、そういったときに計画書というのをつくりますし、山村振興事業を行うときには山村振興ビジョンといった計画、おのおのその事業に基づいた農業関係の計画書というのはつくっているところでございますが、町全体での農業振興の計画書というのは現在まだ作成していないというのが実状でござい

ます。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） まだ振興計画へは至っていないというところですけども、ぜひともこれは農業だけで考えるというようなことでなくして、さまざまな観点から美里の地域を保全していくような仕組みづくりをですね、できましたならば立ち上げる必要性もあるんじゃないかと思っておるところです。一人ひとりの農業が耕作をできるのはもう限られた面積でございますので、ぜひともこの基本計画をそれぞれ町民の方に意見を持っておられる方に挙手をしていただいて、プラットホーム的なそういう場をつくって、そして美里の農業のあり方、そして地域の保全をしていく、そういうような仕組みも今後は必要になると思っておりますので、どうぞ町長におかれましては、あと4年間始まったばかりでございますので、そういったところを考えていただいて、これからの農業の振興にしてもらいたいというところで、私の質問は終らせていただきたいと思います。

○議長（中川政司君） これをもちまして、濱田憲治君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開を11時といたします。

—————○—————

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、2番、今田政行君の一般質問を行います。今田政行君。

○2番（今田政行君） 議長。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 2番議席、今田政行です。本日は熊本地震災害、豪雨災害の復旧復興について、鳥獣被害防止対策について、予防接種について、道の駅美里「佐俣の湯」のトイレの整備についての4点について、通告書に従い質問を進めさせていただきます。

まず、熊本地震災害、豪雨災害の復旧復興についてお尋ねをいたします。この件につきましては、再三、一般質問でも取り上げておられますけども、これは農業用施設及び農用地についてお尋ねをいたします。まず、農業用施設、ため池、用水路、農道を含め、農地をまた含めまして、復旧の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 長木経済課長。

○経済課長（長木一美君） ご説明申し上げます。

ご質問の農業用施設及び農地につきましての進捗状況ですが、まず、最初に4月発生 of 熊本地震、農災の分野でございますので、熊本地震につきまして報告いたします。

地震におきましての申請件数が35件、農地28件、施設が7件、現在、災害査定も終わりました、11月の16日入札、11月25日に契約、明けて2月の20日の工期を設けて、今、工事の業務等を進めている状況でございます。

それから、6月の豪雨災害についてですが、発生箇所も多く、災害報告件数は約1,600件程度あります。今回、国に対しての申請箇所は563カ所程度でございます。災害査定が10月の中旬から始まりまして、先週までで250工区ほどの災害査定が終了し、残り3回、12月の末まであと3回の災害査定がある予定となっております。その後、実施設計等を行いまして、工事発注というような事務を今、進めている状況でございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） その中で農業用施設についてですけども、ほとんどが国の災害復旧工事で工事されるのか、その点につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 長木経済課長。

○経済課長（長木一美君） 農業用施設につきましては、今把握しておりますのが約150カ所程度、農道、水路、ため池等でございます。150カ所ほど把握しているところでございます。国のほうに補助申請を行って、災害査定を受ける予定は108カ所程度を今、予定しているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） その農業施設でございますけども、今、108カ所ということでございますけども、この108カ所につきましては、今年度内に工事が済むのか、来年度に持ち越すのか、その点につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 長木経済課長。

○経済課長（長木一美君） ただいまのご質問ですが、108カ所につきまして、災害査定を今、現在、受けている、12月末まで受ける予定となっておりますので、当然、今年度中にこの108カ所すべて工事完了ができるっていう状態ではございません。繰越事業等をもちまして、この農用地、農業施設及び農地の災害復旧に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 年度内にですね、なかなか済まないということでございますけども、よければ来年の田植えまでにはどうか大方の分をとというふうな思いをしているところでございます。先ほどお話がありましたすべての箇所1,600カ所と

いうことでございますけども、その中で５６３カ所ですかね、国の災害復旧のほうに申請をされてるということで、言えば残りの１３０カ所程度、それにつきましては、言えば、町単事業での土地改良事業、これに対しての要望だろうと思いますけども、その土地改良事業での今の要望件数が分かればお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川政司君） 長木経済課長。

○経済課長（長木一美君） 全体で先ほど申しましたとおり１，６００カ所ほどの被害箇所がございます。国に対して５６３カ所程度申し込み、残り１，０３０件ほどが自主っていいですか、という部分になってくるかと思います。につきましては、町単の補助等の補助率の上乗せもお願いしたところでございますが、これによりまして、復旧を考えておるところでございます。現在のところ、町単での申請をなされている件数は１１５件、申請がなされているところです。現在、受付中でございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○２番（今田政行君） 箇所数と申請件数というのは、若干数字が変わってくるかと思いますが、残りの約８００から９００カ所につきまして、まだ何も意思表示をされてないということだろうと思いますが、年度内にですね、ある程度はまだ申請が上がってくるんじゃないかと思っておりますけども、まあ言えば、現場の状況にもよろうかと思いますが、復旧につなげずに、そのまま耕作放棄地というふうになるのをですね、やはり危惧しているところでもございます。

それと農用地の復旧についてなんですけども、町単事業での都市改良事業で取り組んでおられる方につきましては、早速、工事に着手されている方もおられます。また、国の災害復旧工事について指示された分につきましては、３カ年の猶予期間があるというふうなお話でもありますけども、大体、それ以内ぐらいで済む計画なのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 長木経済課長。

○経済課長（長木一美君） ご説明申し上げます。

災害復旧につきましては、議員が申されたとおり、３カ年の猶予で言いますか、３カ年での復旧というのが認められております。そういった中でございますが、早期の復旧復興ということで、先ほど申しましたとおり、繰越事業も含めまして、工事を進めていく計画でございますが、なかなか農地の復旧につきましては、水稻期間の端境期と言いますか、５月から１０月までは工事ができないといった時期もございます。そういったところ除きまして、やはりこの３カ年の中で、早期な復旧を図っていくというような計画を今思っているところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） その中でですね、1点だけお尋ねしたいと思いますが、地権者の方も非常に困惑されている部分もありますので、一応、確認のためということで、すけども、国の災害復旧工事におきまして、来年の作に工事が間に合わないという農地の復旧につきましてですね、やはり下段の田んぼに流れ出ている土砂の処理、これにつきましては、二重の補助は受けられないということで個人の対応をしなくちゃいけないというふうな認識でおりますけども、なかなかそのところまでですね、把握されてない地権者の方もおられますので、一応確認のためにお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 長木経済課長。

○経済課長（長木一美君） ご説明申し上げます。

ご質問の点ですが、国の災害復旧事業に申し込まれている場合におきましては、土砂の下に農地に土砂が堆積している場合、この除去につきましても工事費の一部ということで、流用土の活用ということも工事費の中に含まれておりますので、それを町単独の補助事業で取り除くといった場合、これは二重の補助というような形になりますので、この点につきましては、個人での対応といいますか、法面側に集積するとか、そういった形での対応をお願いしたいと思っているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 復旧におきましては、職員の方々が毎日夜遅くまで残業をしていただいております。これ以上、望むのも酷でございますけども、地権者の方におかれましては、1日も早い復旧を願い、また作物を作れることを願っておられます。大変労力を必要とするところであります。関係者の方々の更なるご尽力をお願いをするところでございます。

続きまして、2番目の鳥獣被害防止対策についてお尋ねをいたします。昨年のこの議会定例会でも同様の質問をいたしました。しかし、今年も農作物に大きな被害が出ておりますのでお尋ねをいたしたいと思います。農業共済組合の今年の水稻のイノシシ、シカによる被害状況をお尋ねをいたしましたところ、被害筆数で185筆、被害面積で12.6ヘクタール、減収量で2万1,016キログラムということでございました。この数字はあくまでも3割以上の被害が出たところの数字でありまして、それ以下の被害もカウントすれば相当の被害が出ているということになります。また、水稻作だけでなく、他の作物でも同様であり、このような状況の中に、今後、どのような対策をとっていかれるのか、お考えがありましたらお尋ねをし

たいと思います。

○議長（中川政司君） 長木経済課長。

○経済課長（長木一美君） ご説明申し上げます。

今、議員、被害状況につきまして、農業共済から水稻の被害状況ということで話がございましたが、町としましても毎年度、嘱託さんを通じまして農作物の被害調査を実施しているところでございます。毎年ですが行っています。平成27年度におきましては、やはりいろいろ水稻、栗、柿、野菜、飼料作物等の被害、総額の被害金額で申し上げますと1,200万程度ということで報告をもらっているところでございます。といった中で、町として今後どのような対策をとっていくのかということでございますが、この点につきましても、前回でもお話したかと思いますが、やはり鳥獣対策につきましては、防御と捕獲と殺傷ということでの対応が考えられるかと思っています。

まず、防御のほうでございますが、平成24年度から国の補助事業を受けまして、鳥獣被害防止総合対策事業によりまして、ワイヤーメッシュ、電気牧柵等の設置を進めています。これまでの地区の要望を受けまして、やはり町内におきまして、100キロ以上のワイヤーメッシュ、電気牧柵等の設置を行ったところでございます。まだまだ地区の要望に十分対応に答えられていないところもございますが、今後できる限り対応していきたいと思っているところでございます。これは町からのお願いですが、こういったワイヤーメッシュ、電気牧柵等を設置された箇所におきましては、定期的な点検、周辺等の除草作業といえますか、管理作業の徹底していただき、保全のほうに努めてもらいたいと思っているところでございます。

それから捕獲、殺傷についてですが、猟友会狩猟免許取得者を中心に捕獲に力を入れているところでございます。ちなみに平成27年度の捕獲の実績としましては、サルが3頭、シカが268頭、イノシシが104頭、イノシシの幼獣と言いますか、ウリ坊が28頭となっております。この数字につきましては、狩猟期間を除き、捕獲の補助金の申請があった頭数ということでございます。実際はこれ以上の鳥獣が捕獲されたものと思われます。こういったことから、本年度からは狩猟期間に捕獲されたものにつきましても、補助金の交付を行うこととしております。補助金等の額につきましても見直しを行い、イノシシの場合、今まで8,000円だったのを10,000円に、それからウリ坊につきましては、1,000円から5,000円に、それに新たにアナグマ等の被害もかなり多くなっているということでございます。そういったアナグマに対する補助金ということで、新たに2,000円を今回設けたところでございます。農作物の被害を防止するためには、今の個体数を減らさなければ十分な対応ができていけないものと思っておるところでございます。

防御と捕獲、捕殺に重点を置き、今後に対応をしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 非常になかなか被害が減らないというようなお話でございしますが、これまで各地区で鳥獣対策にはさまざまな取組みをされております。そのような中で、効果的な成果を挙げられているというような地区も聞いております。そういった意味では、そのような効果的な成果を挙げられている方、その地区の方でですね、事例発表的なものをしていただいて、どうやったら、何が効果的だったのかとか、どういうやり方が必要だったのかと、そういったのも含めて、多くの方々に情報共有していただきまして、被害防止を図っていきたいというふうに思います。成功事例を聞いていただいて、それぞれの地区で取り組めるようであれば取り組んでいただく、そういったことも考えていきたいと思っております。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 課長からの答弁にもありましたとおり、獣類の侵入を防ぐには防御対策といたしまして、電気牧柵あるいはワイヤーメッシュも張る方法ということです。現在、国庫事業での鳥獣被害防止総合対策事業と町単事業での美里町有害獣被害防止対策事業で対応されておられるということでございますが、国庫事業につきましては、24年度からの取り組みで、当初は申請額どおりの交付決定がなされておったということでもありますが、今では他の自治体からの要望も多く、申請額の3分の1ぐらいしか交付決定がなされていないということを聞きましたけども、その現状を分かればお尋ねしたいと思います。

○議長（中川政司君） 長木経済課長。

○経済課長（長木一美君） ご説明申し上げます。

補助事業につきましても、先ほど申しましたとおり平成24年度から取り組んでいるところでございます。電気牧柵、ワイヤーメッシュ等の設置でございます。当初、平成24年度につきましては、1,100万程度、そのうち800万っていうような形での国の補助等も受けまして仕事を進めてまいりましたが、議員ご指摘のとおり、年々各町村からの要望等も多くなりまして、やはり配分率っていいものが年々下がってきているところでございます。ちなみに、平成27年度、昨年度におきましては、1,900万ほど要望いたしましたけど、補助金としましては1,400万程度でございます。額も地区からの要望というのは約3,000万を超える要望が出てきております。その中で先ほど言いました1,900万ほど国のほうに要望し、1,400万ほど補助金がついたというような状況でございます。各地区の

要望に十分応えられていないというのが実状かなと思っているところでございます。そういったところにつきましては、できる限り対応したいということで、緊急性といますか、そういったところにつきましては、町のほうでの若干の上乗せ等も行いながら作業しているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） なかなかですね、国からの補助金というのが減ってきてしまっておるという現状の中で、そうであれば町単事業での美里町有害獣被害防止対策事業での、今、補助金が3割かと思えますけども、少しでも引き上げられるならば、それも視野に入れての対応をお願いできないかというところをお尋ねしたいと思えます。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃいますように、今、町も単独事業といたしまして、有害獣の被害防止対策事業を行わせていただいております。おっしゃいますように、今、3割の助成でございますし、また、例えば3人以上の団体でとか、いろんな縛りがございます。ちなみに、この有害鳥獣の被害に遭われている近隣の自治体にもお話を聞いてみましたが、甲佐町、あるいは山都町、山都町が特にですね、有害鳥獣がひどいということで、山都町では2分の1まで補助を上げてらっしゃるというようなことです。美里町といたしましても、そういう、やはりかなり皆さん危機感をもってですね、やられているということも含めまして、山都町並みにできるかどうかというのはまだここでは断言できませんが、他の自治体とも見合わせながらやっていきたいというふうに考えております。ただ、先ほども申しましたように、やはり今の段階でも成功されている地区もでございます。ですから、そういったのも並行しながらですね、やはりやっていかなければいけないというふうに考えるところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 今、町長からも課長からも答弁いただきましたけども、課長の話もありましたとおり、電気牧柵もワイヤーメッシュも設置後ですね、しっかり管理をしていかなければ効果は出ないと思います。そういう意味で設置者におかれましては、その対応をしっかりお願いして、効果を少しでも上げていただきたいなと思えますし、要望を出されておられるところに対しましては、そういう2つの事業を利用してから、できるだけ設置を進めていただきたいというふうに思うところでございます。また、個体数を減らすためには先ほどから話もあつてますとおり、捕獲あるいは捕殺という手段しかありませんけども、その後の処理が大変なために捕獲、捕殺が進まないということもあり得るかと思えます。そういう中で、処理施設、

これはもう焼却も含めて考えていただいて結構ですけども、処理施設につきまして、昨年も質問させていただきましたが、町長からの答弁におきましては、地方創生の中で広域的に模索するというような答弁をいただいております。それにつきまして、何かお話がありましたらばお願いしたいと思います。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 処理施設につきましては、大きく分けて2つの方法があると思っております。加工処理、あるいは焼却、この2つになっていくのではないかとと思いますが、加工処理につきましては、議会の中でも昨年経済建設常任委員会で、大分県の上津江町の獣肉処理施設を視察されたというふうに聞いております。この中で、やはり定期的な供給体制の整備であったり、法に基づいた食肉処理業の施設での解体処理の管理運営であったり、販売先、販路の開拓などについて、そういったものを確立することが重要で、非常に苦勞をされたというふうに聞いております。また、焼却施設もそうでありますけども、先ほど議員からもご指摘がございました。確かに、この焼却施設に関しましても、加工処理施設に関しましても、やはりなかなか単独です、やっていくというのは厳しいのではないかとこのように思っております。先般、前回の質問を受けまして、広域でできないかというのは確かに模索をさせていただきました。ただ、じゃあそれをどこに置くのかとか、そういった詰めのところまではいっておりませんし、なかなか美里町が考えているようなレベル、そういう危機感をもってらっしゃらない自治体も現にはございます。そういった意味では、また改めまして、広域です、連携しながらそれがやっていけないか、例えば一部事務組合のようなものをつくってです、そういうのをやっていけないかというのをもう一度模索させていただければと、挑戦させていただければというふうに思うところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 言えば、最終処分ということで、一番重要なところでございますので、ぜひお願いしたいと思うところです。

続きまして、3番の予防接種についてお尋ねをしたいと思います。寒くなるにつれまして、インフルエンザの流行が懸念をされるところでございますけども、予防接種法に基づき、高齢者に対しては国からの財政措置がありまして、予防接種を町内で受ければ2,000円、あるいは町外で受ければ1,500円という助成措置がありますが、子ども、言えば幼児、児童、生徒、すべてでございますけども、子どもには国からの財政措置がなく、すべて親の負担となっております。美里町で子育てをしていただくために、いろんな施策を講じていただいておりますが、子どもの予防接種についても助成措置をいただけないかということをお尋ねをしたいと思います。

ます。町からの持ち出しというふうになるかと思いますが、お尋ねをします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） インフルエンザの予防接種の助成につきましては、近隣の自治体では宇城市、宇土市、山都町等では、既に取り組まれております。本町におきましては、子育て支援政策を充実させるというような観点から、18歳まで医療費の無料化等も取り組んでおります。これまでインフルエンザ予防接種に対する助成というものは行ってきておりませんが、私といたしましては、この美里町を熊本県でも一番の子育て支援策、これが充実した町だなと思っていただけるようにしていかなければいけないと思いますし、それがひいてはこの町に若い方々も残っていただける、そしてこの町で子育てをしていただけるのではないかなというふうに思います。そういった点から、今後、助成をする方向で内容等も詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） 子どもはですね、幼稚園、保育園、あるいは学校で集団生活をします。集団感染をしないように、あるいは感染しても重度にならない手立てになるんじゃないかと思っておりますし、子育てに優しい町づくりの一環になると期待しておるところでございます。

続きまして、最後に、道の駅美里「佐俣の湯」のトイレの整備につきまして、お尋ねをいたします。佐俣の湯は道の駅として26年の3月に供用を開始され、入込客も増えてきております。しかしながら、観光バスが着くたびにトイレに行列ができて不足しているという話が出ておりますけども、今後、対策として、増設をされるお考えがあるのかないのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員、ご指摘のように、確かにトイレ行列ができていたというお話は聞いております。逆に考えれば、それだけたくさんの方々が来ていただいているということだと思いますし、通り過ぎていらっしゃる方々もいらっしゃるというふうには思いますが、ただ、これは随時、行列ができていくかというところではありません。バスが着いた時に、やはりそういう現象が起こっているというふうに聞いております。そういった意味では、トイレを整備する、増設する、その必要性というものは感じておりますけども、スペースの問題等を考えると非常に今、佐俣の湯は駐車場あたりもですね、多い時には足りないような状況になってしまいますので、増設するスペースもなかなか見つからないような状況でございます。ただこれ、道の駅に指定していただいたときに、下のトイレも、このトイレの箇所数に入れております。そういった意味では、トイレ渋滞ができていたときには、下の

ほうにもですね、誘導していくというような方向をしばらく試させていただいて、その誘導をしっかりやりながら、そのトイレ渋滞が解消できるようにできないかということを試させていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（中川政司君） 今田君。

○2番（今田政行君） まさしくですね、今、町長お話のとおり、現状の中で対応するんであれば、下の温泉のトイレを利用するというのが一番ベストじゃないかなと思いますし、言えば施設内マップあたりをできているのかどうか知りませんが、なければつくっていただきまして、観光客の方々にそれを配付あたりができればですね、そういう中で対応していただければ十分効果が上がるんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。今後ぜひその点、ご検討お願いしたいと思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中川政司君） これをもちまして、今田政行君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、3番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○3番（坂田竜義君） 議長。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 3番、坂田竜義でございます。通告に従いまして、今回は3項目にわたりまして質問をいたしたいと思っております。

1点目は1期目4年間の公約の検証と次期の公約について、2点目は地方自治法第222条と規則要綱等の制定告示について、3点目は災害復旧についてということで行いたいというふうに思います。

まず、1点目につきましては、今度もう2期目に町政入っておりますけれど、1期目の公約ということでですね、4年前にこういうチラシが出ておりますね。これを見ますと、大きな項目で5項目、小さな事項でいきますと22の事項について公約がされております。中身は概略申し上げますと、1点目は生産基盤の強化と営農の低コスト対策、2点目が営農者の収入増作戦、3点目が美里町の経済活性化対策、4点目が楽しく安心して安全に暮らすことができる美里町づくり、5点目に住みた

い住んでよかった美里町づくりと、こういうことで5つの構想ということですね、出されているわけですが、この点について、この前9月の議会におきまして、自己評価ということでいくつか答弁がなされておりますけれど、今度4年前の公約に対しての検証ということではですね、どのように検証されているのかお尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃっておりますこの公約についてでございます。

5つの大項目、それから20数点の事項を挙げさせていただいております。私も個人的にいろいろと検証をしてみましたけども、できた点もあればできなかった点もございます。特に、この自分の中で、これはもっと積極的にやるべきだったというようなこともございます。中では町内の商工業の振興基本条例を制定して、町内の中で物品あるいはお金を回そうというようなそういった構想もありましたが、なかなかこれには手をつけることもできませんでした。また、その職務について、町長になって初めて分かるということも出てまいりました。町民の皆さんの声を聞く中で、よりよい方向に修正したところもございます。また、今回の地震や大雨災害のように、予想もしていなかったことも起こり得ることを痛感したところでございます。そのような中で、1期4年間を務めさせていただきました。先ほども申しましたように、達成できた事項、できなかった事項、あるいは現在進行形の事項、それぞれにございますが、なぜ達成できなかったのかということ、また自分なりに検証あるいは反省をしながら、引き続きその点が必要と感じた項目に関しましては、引き続き達成できるように努力を積み重ねていかなければいけないと思っております。また、達成できた事項、例えば企業誘致であったり、ブロードバンドの整備、これは現在進行形でございまして、29年度中には終了予定でございまして。このように達成できた事項に関しましても、その時点で終わりではなくて、更なる誘致活動であったり、今度はブロードバンド整備できた場合、有効活用等考えていかなければいけないと思っております。なお、4年間でさまざまな事業をやらせていただきましたが、就任当時、町の町債残高が約70億円だったと思います。それが平成27年度決算時点で63億、マイナスの7億円を達成することができましたし、財政調整基金に関しましては、就任当時約18億円だったものが、地震あるいは豪雨災害、今あっております。だいぶ基金を取り崩しておりますけども、その前の平成27年度決算時点では23億円と、プラス5億円基金を積み増すことができたということも、これは1つ自分の中ではできたほうではないかなと思っております。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 県知事とか熊本市長のようににはできないと思いますけれど、熊本市市長につきましては、熊日でですね、公約の現在地ということで今ずっと何回かに出ております。熊本県知事におきましては、政策評価ということでですね、全部、細々項目に分けて評点が付けられておりまして、達成度とかですね、これは何年かかるんだと思う、細かに出ております。知事とか市長と一緒にやれっていてもそれは無理な話でしょうけれども。結局公約というのはですね、はっきり言って県知事とか熊本市長が出したように、いわゆる数値目標とか、何年までやりますとかですね、そういうマニフェストではないですね、マニフェストまでいってない、はっきり言うとはですね。そすと、5項目でですね、22の項目がありますから、私はこの公約をですね、私は点数を付けてみました。大体、大項目は5項目あるから、それぞれ100点満点で20点ずつ配分して、項目で3項目あるところと7項目あるところがあるから、それを20点をずっと割ってですね、項目で3点のところもあれば7点のところもあるということでバラバラなんですけど、そういうことでずっと私の見方厳しいかもしれんけど23点でした。そういうことですね、今、大雑把に答弁がございましたけど、細々本来ならば、青年会議所じゃないけども、第三者のそういう検証グループとかをつくってですね、客観的にやっぱこの公約したことがどこまでできとる、何点できてる。そういったことはきちっとやっぱり責任をもってですね、自分が公約したことと、できているところできないところ、これは公に公開してですね、町民からも評価してもらおうと。そういう視点が大事じゃないかと私は思うんですね。結局、ここに何度も書いてあります。要するにその、自分ではできないことは言わない、言ったことは必ず実行しますって書いてあります。ところが、4年間言ったことがですね、7割ちょっとはできてない。これ嘘を言ったことになりませんか。町長、どうですか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 23点とは非常に厳しい点数だなと思っております。私も書いてあるやつを一つひとつ検証してみましたが、私は○、△、×で付けましたけども、○は完全にできた、△は例えば行革でいえば、実施、一部実施、未実施というような形で考えていただければいいと思いますけども、未実施は自分はそんなに多くないなと思ったところで、一部実施をしたり、例えば、取り組んでいたというようなところもございます。逆に言えば、私のほうは甘いのかもしよかもしれませんが、そういった意味では、そういったできてないんじゃないかというような声は真摯に受け止めて、改善していけるように、これから4年間頑張っていきたいと思っております。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 何度も、先ほど言いましたが、できないことは言わない、言ったことは必ず実行しますと。もう一つはですね、私は皆様の声に耳を傾け、真実を語り、約束したことは必ず実行しますと。そして自分の言葉に責任をもってやりますと。こういうもういっぱい何回も書いてあるんですね。そういうことを、やっぱりずっと非常に立派なことなんですよ、書いてある中身は。耳障りのいいことばかりですね、本当に立派なことなんですが、ただ未実施というのですね、これは見方ですけど、未実施は×なんですよ、私から言わせれば。これは約束が完成したのが○です。だけん、今、進行中のものは△です。ですから未実施は×、そういうことで、やっぱり評価するにしても、見方によって非常に付け方が違いますからね。私はかなり厳しく付けたから23点ですけどね。だから約束したことで、できていないもの。それはどうやって政策化するかということですよ。県知事あたりは、全部ですね、公約したことは全部、要するに予算の裏付けをするかせんかなんですよ。これ立派なこと書いてもですよ、次の自分が予算編成するときに、お金は付けるか付けないかによってですね、もう最初から外してある部分と、すぐ分かれてきますからね。だから県知事は全部言ったことをですね、やっぱスタッフに政策化させて、ちゃんと予算を付けさせてるわけですよ。それが、できるできないという評価につながっていくわけですから。ですからそこをやっぱお金は最初から付いてないということは、もうこれはしないということにですね、受け止められるのですね、そういうことについて、今、私が言うたことで、できてるところはいいですよ。ただ、できてないところは今度の新年度の予算でですね、どれだけこれを宿題として残ってる部分を取り上げて、予算を付けることができるのか、また私は見てますからね。また、厳しくなるかもしれんけども、また言わなければならないと。こういうことが出てくるかもしれません。それから、そういういわゆるマニフェストということでは内容的になっておりませんが、そういう数値目標とかですね、何年でしますとかですね、そういう考えというのはないんですか。項目について。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほどもお答えをいたしました、その職に就いて初めて分かることもあります。中に入ってみて、予算規模が例えば、こういう予算にはなかなか厳しいなというのもありまして、そういうところも勘案していただければというふうに思いますし、私は出している公約に関しましては、4年間と思ってやっております。そういった意味では、達成できなかったのは自分の不徳の致すところだというふうに思いますし、まだ努力が足らなかったのかなというふうに思います。いつまでにやるというようなことは現在、1期4年のうちでというような思いで書いていたところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） だからその4年間でやりますっていうことがですね、できてないわけですね。結果としてできてないんですよ。だからその、問題は、今度は無投票だったんですけど、結局、選挙の時にですね、選管で選挙公報も出してないし、今度の部分についてはですね、この先4年間の町長としての公約というのは何にも出てないですよ。そこをどうするんですか。今からですよ、ほんなら、新年の広報誌もあるし、新年度の予算編成の次の議会かなんかに、方法は別として、次の4年間にこうしますということですね、やっぱ説明するのが町民に対する責任じゃないかと思うんですがね、そのあたりどうですか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 次期4年間についてでございますが、この4年間につきましては、何よりも早期の復旧、それから発展的な復興に努めていきたいと考えております。農災あるいは公共災で莫大な量の事業を抱えておりますけども、1日も早く復旧を完了させ、町民の皆さんの不安や不便を解消していきたいと思っております。また、復興に関しましては、並行して地方創生も絡めなければいけないと考えております。特に、人口の急激な減少が予測されておりますので、復興に対する支援制度等も活用しながら定住促進に結び付くような復興を成し遂げたいというふうに考えております。いずれにしても、復旧復興は最低でも3年以上かかるのではないかなというふうに予想をされます。環境も変われば、法律や制度も改正されますので、美里町の将来を見据えながら、その時その時で何が必要か、町民の皆さんが何を望んでいらっしゃるのかをしっかりと見極めながら、これからの4年間を務めていきたいと思っております。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 復旧復興っていうとはですね、当たり前ですよ。誰が町長になってもですね、当面の目の前の大きな課題です。これは誰がやってもしなくちゃならない優先課題なんです。だから、そのほかの全般的な先ほど出ました農業の問題とかですね、いろいろ前回約束してできないことは当然これはやっていくわけですよ。そういった点について、この4年間のこういったその全般的な项目的に整理をして町民に示さないと無責任じゃないかと言ひよるわけですよ。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほども申しましたが、その職務に就いて初めて分かることもございます。例えば、議員がおっしゃいますように、できなかったことに対して予算を付けるというようなことも考えなければいけないと思いますし、もう1回そういったところ、1期4年間の公約等も考えてですね、検証しまして、必要だと、

やっぱり今後もやっていかなければいけないというところはしっかり引き続き、先ほどもお答えしましたけども、できるように頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） それはそれでいいんですが、普通、無投票じゃなくて選挙になったときに、公約として出すべき事項というのは当然整理してあったと思うんですよ。ですから、それを選挙公報がないから選挙公報は出してないけども、本格的な選挙になったらこういったものを当然出しますよね。出すと思うんですよ。これは、ならこういった形で整理したものは何かいつかの時点で示すんですか、どうするんですか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今のところそういったものを示すような予定はしておりません。それと、公約ですが、あまりにもですね、これは一つの反省点かもしれません。小さく書きすぎることによってですね、それにばかり縛られてしまう可能性も私は秘めているというふうに思っているところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） それはですね、あまりにも無責任って思うんですよ。どっかの時点でそら、所信表明っていうのはですよ、どこでやるんですか、ほんなら。新年度提案する3月でやるんですか。だけん、1月号の新年号の挨拶もありますよ。そすと、3月議会で新年度予算を提案する時にやるんですか。そういった形でどっかの時点で整理して、町民に説明しないといけないんじゃないんですか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 新年号の挨拶に関しましては、先ほど次期4年間について述べさせていただきました。まずは、早期の復旧復興を考えております。書くようにしております。なぜならば、これが今、私はやっぱり町民の皆さんの中で一番最初に手をかけていただきたいと思ってらっしゃるというふうに感じておりますので、そういうふうに書いているところでございます。また、新年度予算の時には、また所信表明はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） こういうことばかりやるとちょっとあれですけど。とにかくですね、最初が結局できないことは言いませんと、言ったことは実行しますと言いながらですね、70何%できてないんですよ。でそのできてないことをあんまり細々書きすぎたって言われるなら、最初から書くなよって言いたいわけですよ。ですから、ちゃんと約束できないことは、今後の4年間もそうですよ。約束できない

ことは言わんでください。約束したことはちゃんとやってください。それだけです
ね。そこはどうですか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい、しっかりと受け止めてやっていきたいと思います。

○3番（坂田竜義君） はい、あとちょっと不十分ですけども、時間の関係で次に移
らせていただきます。

次は、地方自治法第222条と規則要綱等の制定告示についてということですが
ども。1点目は規則要綱等を制定するときの、いわゆる関係法令とのチェックの手
順はどのようにしておるかということですね、お尋ねをいたします。

○議長（中川政司君） 大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） ご説明いたします。

規則につきましては、地方自治法第15条第1項の規定によりまして、地方公共
団体の長が法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し制定する
ことができるとされております。規定要綱等につきましては、法的根拠を有するも
のと有しないものがございますが、事務処理上必要な事項等について定めるもので
ございます。規則要綱等の制定の事務手順につきましては、まず主管課で原案を作
成し、総務課の方へ原案のチェックを依頼いたします。次に、送付を受けました総
務課におきまして、関係法令との整合性の確認、例規システムによるチェックを行
いまして、校正が終了した修正案を主管課へ送付し、新たに予算を伴う場合につき
ましては、併せて必要な予算上の措置、公布時期に関する指導助言を行うこととい
たしております。修正案の送付を受けた主管課につきましては、再度内容の確認を
行い、最終案の決裁を受けましたあと、総務課のほうへ公表を依頼し、総務課のほ
うで規則等の公布公表に係る決裁を経たのち、公告式条例に基づきまして、公布公
表を行うことといたしております。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 実は、ここにある件の条例づくりのQ&Aっていうようなのあ
るんですけども、これ県ですからもちろん町と規模が違いますので、ちゃんと政策
法務課とかですね、いろんな専門の部署があつてですね、きちんと手順を踏んで、
条例の案をつくって議会にかけるという手順が細かにですね、書かれております。
ですから、ここまではできないと思いますけれど、基本的に熊本県あたりでおきま
しても、文書課に法規係というのがあつてですね、そしてその議会に諮る前にその
法制審議会と法令審議会というのがあつて、そこでこれは部の次長クラスがずっと
集まって、法令に違反していないかどうかをチェックをした上で、条例案の提案と。

順番的には今、課長があったようなことで、かなり専門的に県の場合もですね、やっぱり法規係があって、いつも文書をチェックしてるわけですね。起案文書一つひとつチェックしてます。そういうことから、法令に違反したそういう規則とか要綱とかはですね、ほとんどないだろうと思います。全くないかどうか分かんけども。ですからそれは町においてはですね、それだけ今言われたような手順でやってくるからには、法令に違反して制定した規則等は過去にはなかったでしょうか。

○議長（中川政司君） 大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃいますようにですね、本町では実際の総務課の行政系のほうでチェックとかを行っております。再度原課でチェックをですね、十分詳しい原課でチェックをしてくださるということで、お返しをしてチェックをしていただいておりますが、やはりおっしゃいますように、すべてが法令に違反と言いますか、適合しているかということにつきましてはですね、どうしてもやっぱり、例えば法令改正に基づいて、いろんな条項が変わったりとか、そういった部分もあります。ちょっと遅れて改正ということは、要綱規則等についてはですね、確かにあり得ることだというふうに思っております。しかしながら、できるだけしっかりとですね、法令に沿った運営をしていくということで、しっかり確認を行っておりますので、その点につきましては、すべてが適合するということではないかもしれませんが、そういうことでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） そういう答えだろうと思いましたが、実はですね、あるんですね。たまたま私が見つけた、見つけたっていうかですね。実は何回か私が質問に取り上げておりますけども、「美里町の家庭用浄水器設置費補助金交付要綱」というのがですね、これ附則27年8月20日告示第15号で告示をされまして、「この要綱は平成27年9月1日から施行する。」と、こうなっております。これですけど、根拠法は表題に置いておりますように地方自治法の第222条です。これはどういう趣旨か、総務課長からちょっと説明してください。

○議長（中川政司君） 大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） ご説明申し上げます。

地方自治法222条につきましては、第1項のほうで条例関係の規定がございます。条例につきましては、予算措置が見込める場合において、条例のほうを提案するというような内容になっております。規則等につきましては、必要な予算を確保した上で、規則の制定、改正を行うという趣旨であるというふうに理解をいたして

おります。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） そのとおりですから問題にいたしておりますが、実は、222条、今説明がありましたように、「必要な予算上の措置が適格に講じられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」と。2項では、「予算を伴うものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講じられることになるまでの間は、これを制定し、または改正してはならない。」と。要するに予算の伴うものはですね、ちゃんと222条にいう根拠となる部分の予算が通らないと、制定すると駄目だよっていう規定なんですね。ところがですね、今さっき言うた「家庭用浄水器設置費補助金交付要綱」がですね、改正されました。これが附則で「平成27年8月20日告示第15号」で告示をされまして、「9月1日から施行します」と、こうですが、実は9月の補正予算で4,400万円補正がされまして、あと12月に550万、合計4,950万、補正がされておりますが、9月の補正予算4,400万についてはですね、この成立がですね、平成27年の9月10日に予算が通ってるんですよ。町長。だけん、最終的、この要綱の改正というのはずっと原課でいろいろ総務課と調整して、最終的には町長決裁打って発効告示ですよ。ですが、町長にそこまでは求めないけれども、今申し上げますように明らかに法に違反する告示がされているということなんですね。ですから、これはどうなんですか。この是正措置というのはどうするのか。なら、法に違反して予算が伴うのにですよ、予算が成立する前に告示施行してあると、こういうことになると4,950万の予算がですよ、この要綱によって交付してあると。ということは手続き的に一旦なんか返してもらおうのか、どうするんですか、ここは。是正措置はどうなるんですか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、初めてですね、そういうことがあったというふうに聞きましたので、今後どのような対応をしなければいけないのかということは、内部で検討をさせていただければというふうに思います。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） だけん、それはもう私の質問時間が限られておりますからね、今すぐ答えを出せてでけんならば、会期中、明日まできちんと答えをしてください。どういう是正をするのかということについてはですね。それから、いわゆる再発防止ですよ。今、ずっとそういう原課の案でそのほかの行政のほうでこうこうして、最終的に町長が決裁して告示してあるわけですね。だからそのここを政策法務っていう立場でそういう専門的な部署をつくるつくらんって、すぐできるもんじゃありませんけれど、こういうことが私は度々起こっちゃ困ると思うんですよ。明ら

かに法に違反している要綱が進んでいっとなるからですね。それをいっちょはどう是正するのかと。ならまた告示をやり直すのか。ならお金を一旦出したのを返してもらって、また手続きやり直すのか、そのあたりどうするのか一つ。もう一つは再発防止。こういった要綱を定めるときにちゃんとその222条というのがあって、これにやっぱ違反しないようにするためにはどういう部署、係、手続き、そういったものはどうしますか。それは今答えられんなら明日までですね、骨格だけでも答えてください。いいですか。

○議長（中川政司君） 大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） 再発防止の対策ということで、ご説明させていただきたいと思います。実際に総務課のほうでチェックを行っているということでございますが、主管課のほうでもしっかりと制度の内容とかを把握していただく必要がありますし、チェック体制も十分に行う必要があるというふうに考えております。そういった意味では、職員全体に制度の趣旨がわかるように周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） それは大雑把な答えとしてはそれくらいしか言えないかもしれませんが、明日までにですね、ある程度の、全部詳細にわたっては無理だと思いますのでね、骨格部分については明日までに一応答えをしてください、会期中に。いいですか。そういうことで、非常にこれは問題ですよ。額が小さいならばですね、言わんでおこうかなって思ったけども、やっぱり4,950万です。しかも、いろいろ私が何回も質問した事項がたまたまこういう告示がですね、222条に反して予算が決定してないのに施行されている、告示されているということについてはですね、これはもう大変な問題になるでしょ、法令違反だから。法令違反の規則とか要綱ができないようにという非常に日常的に注意をされてると思います。まれに、こういうことがそのたまたま私が見つけたから言っただけでですね、こういうことはほとんどないと思うんですよ。ないからですね、きちんとあったならあったで、どういうふうな是正措置をする。再発防止についてかくかくしかじかでこうやってチェックを二重にも三重にもチェックをして、「こういうことを起こらないようにします。」ということをきちんと返答もらわないといかんですね。そういうことでよろしくお願いします。

続きまして、3点目でございますけども、災害の関係でいくつかお尋ねをしております。

〔議員席より「3番」という声あり〕

○3番（坂田竜義君） ああ、3番。ああ、失礼、失礼。告示のあり方ですね。はい、

はい、失礼。

一応、国においてはですね、官報というのが出されまして、国においては法律施行令、施行規則こういったものまでですね、官報で見れます。ほとんどホームページでも大体見ろうと思えばいろんな方法で各省庁のホームページに出ておりますのでね、見れます。県についても、県公報というのが出されましてですね、見ることができますし、ホームページでも見れます。大体ずっと主要な市のですね、市のホームページには大体そういう規則要綱まである程度全部は出てないけど、市段階ではほとんど出てるように見ました。ずっと私が見たところでは。町においてもですね、ホームページでそういったところ公表しているところ少ないですけどもあります。ですから、ホームページまですればいろいろメンテナンスとかなんか費用がかかりますのでですね、そこまでは求めませんけれど、ただ何か方法がないものかなと。中身についてまではともかくとしてですね、告示をする段階で「何々の条例について完成しました」とか、興味がないなら誰も聞かんわけで、興味がある場合はこのどこだろうかということですね、どこが変わったんだろうかっていうときに、何か見えるようにするとかですね、何かお金の掛からない方法で何かそういう官報とか県公報と同じようにしなさいってじゃなくてですね、何かそういう知恵がないかなということでお尋ねします。

○議長（中川政司君） 大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） ご説明いたします。国が発行します官報につきましては、官報及び法令全書に関する内閣府令によりまして、先ほど坂田議員おっしゃいましたように、憲法とか法律とか政省令等の内容につきまして掲載することが定められております。熊本県公報におきましては、県の告示式条例に基づきまして、条例規則、規定等の交付公表は県公報に掲載して行うということが定められております。本町におきましては、規則要綱等の公布公表につきましては、美里町告示式条例に基づきまして、条例と同じような方法で公布公表をするということが定められておりまして、役場庁舎の掲示場に掲示しているところでございます。

また、後段のお尋ねでございますけども、ほかにですね、事務の方とかに周知する方法がないだろうかというようなことでございます。住民生活に係ります生活環境や医療福祉、社会福祉制度、補助金制度に関する国の法令とか町の条例、規則等の制定改正とかが行われた場合ですね、内容のほうにつきましては、広報誌、あるいはホームページのほうで住民の皆様にお知らせをしているということでございます。ただ、こういった規則規定等が公表されたかという部分につきましてはですね、なかなか分からないということでございますので、今後でございますけども、公布公表いたしました規則とか要綱の名称につきまして、町の広報誌とかホームペ

ージとかに掲載する方法で、住民の皆様にも周知していくというような方向で検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 一応その点よろしく願いしておきたいと思います。

次に、第3項目ですけれども、災害復旧についてということでお尋ねをいたします。1点は、いわゆる災害対策の特別措置法について過去何回もお尋ねし、議会の議題でも多く取り上げられてきたところでございます。最近では、特別措置法については、非常にトーンダウンをしてですね、県議会での決議ももう1回したからということで否決されたりしてですね、おりますし、先の町村長大会、あるいは6団体のそれぞれの市長会とか知事会におきましてもですね、そのことがあんまり議題にならないっていうか、非常に残念な状況が出てるように見えます。ですから、この特別措置法についてはですね、もう要望そのものを今後していかないのかどうなのか、そのあたりお尋ねいたします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員おっしゃられますとおり、今回11月16日に開催されました全国町村長大会では、特別立法措置の要望の文字が消えておりました。私も非常に、元々は全国町村長大会でも引き続き要望を出すというような話でございましたので、そういうつもりでございましたけれども、その文字が消えていたことには非常に残念な思いをしたところでございます。よって、現段階では要望自体が停止している、そういう状況でございます。しかしながら、私はこの旗はですね、やっぱり下ろすべきではないというふうには思っております。個別のアクションになるかもしれませんが、やはりことある、例えば、先日も金子代議士がいらっしゃった時には、「特別立法措置がやっぱりできないんでしょうか。」というようなお話もさせていただいております。ただ、国のほうがやはりおっしゃいますように、ちょっと乗っていただけないというか、かなりガードが堅いような状況でございます。国のほうに言わせると、各種制度を創設したりですね、やっているんで、東日本大震災を上回るような支援策も打ち出しているんで、今の法の解釈、あるいは制度の拡充で十分対応できるのではないかなというふうな話をされているところでございますが、私は個人的には立法措置の旗はですね、やっぱり下ろしたくはないというふうには思っております。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） ぜひ、これは引き続いてですね、特別措置法については要請をしておくべきだというふうに考えるところでございます。

昨日も特別交付税の報道がされておまして、510億円の基金についてはそこから特別交付税からもってくるというような報道が昨日か今日の新聞にも出ておりました。基本的には最初はですね、最初大分と熊本の被害総額というのは、当初新聞報道では4兆3,000億と言われておりました。つい何カ月かあとの県が発表しました熊本県の被害総額というのは3兆7,000億ですか、そういうことで報道があつておりましたけれど、それに対してはいろいろ手厚くやってますよと言いながらですね、まだまだですね、足りない。これ100%措置した場合のあれですけど、そりゃ東北、東日本並みにはですね、なかなかそれはできないっちゃうのは分かりますけれど、ただ基本的にそれだけの大きな被害額が出ておるのにですね、手厚くやってるという割にはなかなかお金がきてないんじゃないかというのが感じております。あと、当初、国の予備費から7,780億措置がされまして補正が組まれました。ところが今度の新たな経済対策でですね、その中で7,780億から4,100億円を減額してですね、減額して今度の第2次国の補正に組み込まれましたですね。ですから7,700億にプラスして、また4,000億きたようなその錯覚を受けて、ちょっと私調べてみたらすな、4,100億円を抜いて減額してまわしてあるわけですね。だから総額としてはあんまりなんか増えてない、そういう感じを受けておるところであります。新経済対策に伴う第2次国の補正については、大体国と地方で7兆5,000億というのを出ておまして、地方分については1兆3,000億ということで出ておりますけれど、その内の熊本の地震も含めてのところですから、そのあたりいくら具体的な額がですね、いくらなってるのかっていうのはちょっと分かりませんが、いずれにしても引き続いて、この特別措置法の制定を求めるというのと、もうその都度ですね、災害が起きたたんに「激甚災害をしてください。」ってお願いに行く。そして「特別措置法お願いしますよ。」ということだけど、基本的には災害が起きたときにはですね、「災害対策基本法とか恒久法をつくってください。」っていうですね、要望をすべきじゃないかと私は思ってるんです。ですから、その都度、「激甚災害してください。」「特別措置法でお金をください。」と、今の現状はそうですね。ですから、将来的に災害は起こらんほうがいいんですけども、起きた場合に、やっぱり自動的に一定の基準規模に応じてですね、激甚の災害を速やかにしてもらおう。そして、恒久法に基づいて、お金の措置もですね。もちろん陳情とか要望はせにゃいかんけれども、そういうふうな方向もやっぱ検討すべきじゃないかというふうに思いますけど、そのあたりどうですか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 12月11日の地元紙にも載っていましたが、やはり恒久

法の制定を国に働きかける必要がありはしないかというようなことでございます。現段階では全くやはりそういう話が出てないと思いますけども、ただやっぱりこれは地元地方自治体といたしましては、やっぱりその予算措置がですね、確実にされるのかっていうのが、これは一番悩ましいところでございます。そういった意味では、こういった提言も出ておりますので、一人ではなかなかできないことであります。連携ができて、連携をしながら、ことにあたっていければというふうに思います。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） 言われるようにですね、単独じゃできませんし、町村会、議長も議長会、地方6団体と通じましてですね、そういうことをぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

2点目ですけれども、災害復旧工事と一般工事の優先順位についてということでお尋ねをいたします。一般的に災害工事が優先ですよということは何度もですね、聞いておりますし、それが本当だろうと思いますけれど。ずっと今工事があつてるところを全部見たわけじゃありませんけれども、これはそんなにその急いでやらんでいいのにねっていうのをですね、ずっと工事を継続してるというのがあります。どことは言いませんけどね。ただ、金木鶴越線とか、これ例外ですよ、これはずっとやってもらわにゃいかんけれども、やっぱり例えば佐俣のあそことかですね、場所はどこで言わんほうがいいかもしれんけど、とにかくもうそういったところよりもですね、本当に「災害が起きたところを優先してください。」っていうのは町民の率直な気持ちだろうと思うんですよ。だから、もうどうでもいい工事というのはないと思いますよ。予算も組んでですね、工事も入札して発注しておれば、なかなか途中で「やめてください。」って言われんって思います。ただ、そのあたりは本当に基本的な入札工事を発注する段階でですね、十分考えておられると思いますけれど、やっぱり災害が優先というところのですね、ぜひ取り組みはですね、ぜひ堅持していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） いろいろと苦情も入っております。基本的には美里町といたしましては、住民生活に影響の大きい災害復旧工事を一般工事より優先して発注がなされております。ただ、地震災害箇所につきましては、ほとんどの箇所がもう発注をされましたけども、公共土木施設を始め、農道、林道等の施設ともに、これ豪雨災害箇所のほうが非常に膨大な量となっております。今月いっぱい災害査定が終わりまして、そのあと発注となります。本格的な工事発注は来月以降となる見込みです。なお、一般工事の中でも平成27年度から、要は前年度からですね、繰り越

している国庫補助工事。これに関しましては、もう今年度中に工事を完了しなければなりません。そういった意味では、そういった縛りがある分に関しましては、発注をやっぱりしてやってもらわなければいけないと思っておりますけども、本年度交付決定を受けた国庫補助工事につきましては、既に発注している工事もいくつかはありますけども、未発注工事も含めて、そのほとんどを来年度への繰越工事として対応したいと考えております。また、補助金を受けない町単独の一般工事で、災害による通行規制などの影響で、工事ができない箇所や緊急性が低い工事なども来年度以降への先送りを予定をいたしているところがございます。楽しみに待ってらっしゃる住民の方もいらっしゃいますけども、その辺はやっぱりご理解をいただければいけないなというふうに思います。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

3点目は、復興基金の運用についてということですが、今、ようやく県に510億円の基金の交付税措置がですね、昨日ですかされたということで、今からどうなるのか、どういう配分になるのかっていうのは今からだろうと思いますけれど。これは当然被害の度合いに応じてするとか、一定の基準を決めてされるものというふうに思いますけれど、このあたりについても有効にやっぱり活用していただくということをお願いしたいし、特に一部損壊ですね、一部損壊についてがですね、ほとんど今の段階では何もないですね、基本的に。だけん、自治体によってはですね、宇土市あたりも今度なんかされるって聞きましたが、自治体独自でその一部損壊でも10万出すとか5万出すとかですね、そういうことも検討されてるところもあるようです。ですから、非常にこれは多ければ多いほどいいけれども、やっぱり当然それら限度があるからですね、分かりますけれど。ただ、そういう復興基金の運用については、よくよくやっぱり町のほうでも検討していただいて、本当にやっぱり不公平にならないっていうか、別途の支援金の関係もそうですけども、義援金、義援金の配分はちゃんと基準に基づいてやられているというのは分かっておりますけれど、この基金の運営についてもですね、ぜひやっぱできるだけ町民の要望を聞いていただいて、配分に少しでもですね役立つようにしていただきたいと思っております。やっぱ阪神では6,000億って言われておりますし、新潟でも3,000億の基金をですね、新潟は2回やっておりますが、中越の最初の部分では3,000億の基金を用意したって聞いておりますし、やっぱり県の有識者会議でもせめて1,000億はっていうことで要望したけれども、結果としては510億しかきてないわけですね。そのあたりの運用についてはぜひ十分住民の意見を聞いてやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今回の熊本地震の復興基金に関しましては、基本事業分が510億円、それから創意工夫事業分が13.2億円ということで、523.2億円が熊本県において確保してあります。その使い道といたしまして、被災者の生活支援が1つ、被災宅地の復旧支援、それから防災安全対策、公共施設等の復旧支援、地域コミュニティ施設の復旧支援の5つの基本事業が組んでございます。その事業の中に、細分化する形で事業や支援が想定してございます。なお、今回の今行われております県議会に上程してある関連予算は約26億円でございまして、この復興基金の使い道で美里町が一番強く要望していたのが、被災宅地の復旧支援でございます。例えば、国土交通省等の事業にのらなかった宅地被害がですね、かなりの件数出ておりますので、この復興基金で見てほしいということで、今回被災宅地の復旧支援というメニューはできておりますが、今、熊本県から国土交通省のほうに、今「国がもっている制度をさらに緩和してくれ。」という要望をしてあるということで、まだその国土交通省がどういう対応をされるか分からないので、今回被災宅地の復旧支援についての予算は計上してないということでございました。ちなみに、熊本県議会の閉会日にあたります19日に関連予算、要は26億円挙げてありますけども、その議決がなされましたら、県から速やかに要綱等が示されるというふうに伺っております、本格的な周知はそのあとになるというふうに考えております。また、一部損壊に関しましては、今やっぱり「足並みを揃えましょう。」と。やっぱり例えば美里は少なかった、「どこどこはよかった。」となってもいけませんので、「足並みを揃えていきましょう。」というような話し合いはしているところでございます。

○議長（中川政司君） 坂田君。

○3番（坂田竜義君） ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、今後の財政の見通しについてお尋ねをします。予算規模がですね、結局、当初普通一般的には大体65億ぐらいの年間予算なんですが、今度の議会で提案されておりますように、124億総額になるということになっております。ほとんど他の市町村も今、議会の論議の状況が新聞で出ておりますけれど、やっぱり甲佐あたりも基金を相当取り崩してですね、もう残が4億か5億しかないような状況になってるとか、いろいろ自治体によって違います。うちは20数億まだあるということではありますが、結局、町の基金も今後取り崩して使うということも当然出てきますでしょう。それから、町債の発行、これはずっと明細が出ておりますように、大きな金額になっております。あと、きちんと今後ですね、国からの財政措置がきちんとされるとは思いますけども、このあたりが本当にきちんとされていくのかどう

かですね。来年度の予算編成にあたって、県においてはですね、もう相当県の基金も底をついているということで、投資的経費、あるいは一般行政経費をですね、かなり絞り込んだ予算編成になっているというふうに聞いております。町の来年度の予算編成へのですね、この影響、こういったものがどうなっていくのか。県は創造的復興ということで言葉では言われますけども、これは財源の裏付けがあってからこそできることであってですね、非常に簡単にいかないと思うんですね。ですから、そういう創造的復興とか言われる部分、町ではそのあたりどう予算に結び付けていくのか。それから応急復旧の事業から復興事業にシフトしていくっていうことから、そのあたりをどうしていくのかですね、お尋ねします。

それから、もう時間がないので一緒にやりますが、地域防災計画の見直しっていうの当然やっていくということで言われております。その中で、業務継続計画っていうのが内閣の防災担当政策統括官の名前でですね、通知文書が出ております、6月30日付けで。「市町村のための水害対応の手引きの作成について」という文書が出ておりますが、この業務継続計画については、私が調べたところでは、県下の自治体の半分ぐらいしかつくってないということですが、この美里町においてはそのあたりがどうなってるかお尋ねします。

○議長（中川政司君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、財政の見通しでございますが、現在もう既に7億円の繰り入れをいたしております。今、美里町ではできる限り国庫を使いまして、その裏負担分には起債をできるだけ充てるといようなやり方をさせていただいております。ですので、7億円、今後また増えるかもしれませんが、それが一時的な立替えで、また100%は戻ってこないと思います。でも、それなりには戻ってくるのではないかというふうに予想をしているところでございますし、そうならないと非常に厳しいなと思っているところでございます。今、それだけ裏負担のほうに起債を使っておりますので、今後は起債のやっぱり償還も出てきます。そういった意味では、今まで以上に厳しい財政運営を強いられるのではないかなと思っております。なお、来年度の予算編成につきましては、投資的経費もですね、町の単独分等に関しましては、やはり抑えていかなければいけないと思います。なぜならば、復旧事業をやっていく上で、なかなか業者さんも手が回らないという状況でございますので、投資的な町が単独で行っていたような経費というのは、少なくせざるを得ないのではないかなというふうに考えております。

最後に関しましては、担当課長がお答えをいたします。

○議長（中川政司君） 大倉総務課長。時間がないので、簡潔にお願いいたします。

○総務課長（大倉一昭君）　ご説明申し上げます。

業務改善計画でございますけども、これにつきましては、県のほうもまだ防災計画の見直しとかがあっておりません。どうしてもやっぱり、市町村の場合につきましては、県の防災計画あるいは業務改善計画等を踏まえまして、計画を作成するかどうかという部分についても検証していく必要があるというふうに考えております。県の業務改善計画を受けまして、検討させていただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中川政司君）　坂田君。時間がまいっております。

○3番（坂田竜義君）　分かりました。ちょっと今取り違えておりますので、これはあとで、時間がききましたので終わります。

○議長（中川政司君）　これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了しました。これで、一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（中川政司君）　以上で、本日の日程は終了しました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで散会とし、このあと、2時15分から各常任委員会を委員長の指示により開いていただきまして、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、このあと、午後2時15分より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定しました。

なお、常任委員会の会場は、総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が第1会議室、社会文教常任委員会が第3・4会議室をご利用ください。

明日15日木曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会　午後2時01分

第 3 号

1 2 月 1 5 日 (木)

平成28年第4回美里町議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月15日（木）

午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 各常任委員会報告及び質疑
(1) 総務常任委員会委員長
(2) 経済建設常任委員会委員長
(3) 社会文教常任委員会委員長
- 日程第2 議案第120号 平成28年度美里町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第3 議案第121号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第122号 平成28年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第123号 平成28年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第124号 平成28年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第125号 平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第126号 美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 報告第5号 美里町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書の提出について
- 日程第10 同意第1号 美里町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第2号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第3号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第4号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第5号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 美里町選挙管理委員及び補充員の選挙

日程第17 発議第14号 「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」
の提出について

日程第18 議員派遣の件について

日程第19 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（12名）

1 番	光 井 博 幸 君	2 番	今 田 政 行 君
3 番	坂 田 竜 義 君	4 番	濱 田 憲 治 君
5 番	上 田 孝 君	6 番	松 永 正 憲 君
7 番	吉 田 美 好 君	8 番	渡 邊 義 文 君
9 番	上 村 則 幸 君	10 番	福 田 秀 憲 君
11 番	吉 田 起 登 君	12 番	中 川 政 司 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	上 田 隆 信 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	大 倉 一 昭 君
企画情報課長	大 西 茂 君	税 務 課 長	岩 永 政 臣 君
住 民 課 長	向 山 照 美 君	福 祉 課 長	吉 成 一 利 君
健康窓口課長	福 原 哲 治 君	経 済 課 長	長 木 一 美 君
林務観光課長	中 嶋 春 彦 君	建 設 課 長	藤 岡 哲 明 君
水道衛生課長	津 川 昭 博 君	会 計 課 長	林 田 眞 典 君
教 育 課 長	下 田 幸 輔 君		

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	福 島 繁 君	書 記	大 本 由 加 君
---------	---------	-----	-----------

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（中川政司君） それでは、皆さんおはようございます。本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 各常任委員会報告及び質疑

○議長（中川政司君） 日程第 1、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、吉田美好君。

○総務常任委員会委員長（吉田美好君） おはようございます。本定例会においての総務常任委員会活動報告をいたします。

昨日 14 日、午後 2 時 15 分より、議員控え室において、上村委員、中川委員、坂田委員、それに私、出席のもと、近日実施予定の常任委員会研修について、最終打ち合わせ及び確認を行いました。そののち、委員会室に移動し、町執行部より所管課長の大倉総務課長、林田会計課長、岩永税務課長、大西企画情報課長に同席をいただき、本定例会に提案してあります一般会計補正予算書（第 12 号）について、それぞれの所管部分の説明をしていただき、質疑を行いました。特段の質疑というのはありませんでしたが、今後の財源について意見交換を行いました。ハード事業、ソフト事業の起債額、合併特例債、過疎債等について情報を出し合いました。いずれにしても、議会サイドも一度執行部から詳細な説明を求めるとともに、勉強会を開いて良案を探るならとのことで、委員全員の一致した意見でありました。総務常任委員会としては執行部におかれましても、ご検討を願うところであります。復旧・復興を最優先課題としての意思疎通をしつつ、午後 3 時過ぎに閉会をいたしております。

以上で、報告を終わりますが、報告漏れにつきましては、他の委員さんからの補足をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。なお、常任委員会委員長に対します質疑は、申し合わせ事項により審査の経過と結果に対する質疑に止めることとなっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、松永正憲君。

○経済建設常任委員会委員長（松永正憲君） それでは、経済建設常任委員会の報告を行います。

藤岡建設課長、長木経済課長、中嶋林務観光課長、津川水道衛生課長同席の中、平成２８年度一般会計補正予算と４月の地震災害、６月の豪雨災害の復旧事業の進捗状況について説明を受けました。

建設課の補正予算では、歳入として、公共土木施設災害復旧費負担金（豪雨分）として４億４,５８８万９,０００円、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金５地区分５,９８３万６,０００円の国庫補助金、２,９９１万８,０００円の県補助金等があり、地震災害件数４２件中３７件は工事発注済みであるとのことでした。豪雨災害１８６件中１４８件は査定済みで、残りは１２月中に完了するとのことでした。

経済課の補正予算では、歳入として、災害復旧費分担金（豪雨分）２,０００万円、県補助金（豪雨分）１億８,０００万円等があります。農地地震災害件数３５件については、すべて工事発注済みである。豪雨分２４３件中１０８件は査定済みで、残りは１２月中には完了するとのことでした。

林務観光課の補正予算として、歳入として、林道施設災害復旧事業補助金（豪雨分）１億４００万円の県補助金が計上されております。林道施設災害（地震分）２１件中１３件は工事発注済みであります。

水道衛生課においては、廃棄物処理施設（浄化槽）災害４２件については、２月中に査定予定。震災家屋解体撤去２２５棟のうち７７棟が解体済みであります。

地震災害による合計件数９８件中８５件は工事発注済みで、工事発注進捗率は８７％であるとのことでした。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（中川政司君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。なお、初日に報告をされました件と合わせて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会委員長の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、渡邊義文君。

○社会文教常任委員会委員長（渡邊義文君） 議長におかれましては、すみませんが、報告前に美里町の中学校統合に関する資料がございますので、議員各位の皆様に配付のほうをよろしく願いいたします。

○議長（中川政司君） はい、それでは配付してください。

（資料配布）

○社会文教常任委員会委員長（渡邊義文君） それでは、社会文教常任委員会報告をいたします。

昨日、12月14日、午後2時15分より社会文教常任委員会を開いています。出席者として、上田孝議員、吉田起登議員、光井博幸議員、私、渡邊でございます。執行部より福原健康窓口課長、吉成福祉課長、向山住民課長、下田教育課長、吉永教育長、津川水道衛生課長の出席をいただいております。津川水道衛生課長におかれましては、説明のあと、質疑のあと、退席をされております。

まず、平成28年度一般会計及び特別会計の補正予算書の説明を、それぞれの担当課長より受けています。国保特別会計について、歳入の国庫補助、災害臨時特例補助金351万7,000円とありますが、国保世帯の全壊、半壊世帯120件分の保険税及び一部負担金の免除の補正との説明であります。次に、一般会計、民生費、災害救助費の被災住宅応急工事費1,152万円は、半壊住宅1戸あたり上限57万6,000円の20棟の予算であります。同じく、仮設住宅備品購入費442万8,000円については、物置倉庫10万8,000円の41棟分の予算であるとの説明であります。衛生費の塵芥処理費として、菊池市環境保全協力金30万円の予算がありますが、震災分11月より1トン当たり1,000円の300トンの予算であり、九州産廃へ持ち込みの菊池市への協力金がありますが、他施設への持ち込み金は協力金が発生しないとのことであり、極力他施設へ出していただくよう指導をいただきたいとお願いをしております。歳入の中で、教育費補助金168万2,000円は、全国教職員組合より100万円、東京の8学校サミットより68万2,000円の寄附金であります。この8学校サミットは、東京日野市より砥用小に赴任されている先生の協力との説明があっております。町内の小・中学校5校へ均等配分とのことではありますが、この先生に心より感謝申し上げるとともに、感謝の意を伝えていただきたいと担当のほうに伝えてあります。社会体育施設災害復旧費1,850万、豪雨災害によりカントリーパーク西側崩落及び農山村広場グラウンド西側崩落の測量委託及び工事請負契約であり、ほとんどが震災・豪雨災害関連の補正予

算であるとの説明を受けております。

そのあと、吉永教育長より美里町中学校統合についての説明があっております。その中で、ナンバー１からナンバー６までは平成２８年３月議会において、当時の福田秀憲社会文教委員長より経緯と町長の考えについて、議会報告をされておりますので、３月以降の説明をさせていただきます。ナンバー７として、７月、総合教育会議で町長の方針決定を伝え、教育委員会に組織づくりを指示され、学校規模適正化審議会の建議書及び教育委員会の意見書を尊重するという町長の考えを示されています。８月、美里町中学校統合審議会に係る要綱の設置、審議会委員の選考等を審議する。選考として、大学教授、嘱託会代表、学校長、ＰＴＡ代表、幼稚園・保育園代表、幼稚園保護者・保育園保護者代表等の委員で構成する。約１７名程度である。１０月３日、第１回美里町中学校統合審議会の開催、１２月５日、第２回美里町中学校統合審議会の開催。

以上で、美里町中学校統合についての報告を終わります。

以上で、社会文教常任委員会報告を終わります。報告漏れにつきましては、各委員さんのほうにお願いをいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 補足なしと認めます。

社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

７番、吉田美好君。

○７番（吉田美好君） ７番、吉田美好でございます。今、社文の委員長から詳細にわたって補正予算等の説明がありました。具体的にいろいろ言われましたけれども、これは付託はしておりませんので、まだ今後質疑をしたいと思っても、なかなかそれだけ発表されるとほかの議員から言いにくいといった部分もあるかと思うので、で、私は簡単にしか言いませんが、付託されたのであればですね、詳細に報告されるべきだと思いますが、その点は委員長としてどういうお考えをお持ちですか。お尋ねします。

○議長（中川政司君） 渡邊君。

○社会文教常任委員会委員長（渡邊義文君） 今、吉田議員からご指摘がございましたが、委員会の中で出てきたことを委員長として報告をしているということでございますし、私は質疑があった部分はできるだけ皆さんに分かるように説明をすることが義務だろうというふうに考えております。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） 先ほども言いましたように、付託をしとらんわけですから、まだ本会議で私たちもそうですが、聞きたいと思っている部分を委員長が報告の中で具体的に話されたら、もうその尋ねられんわけですね。やはりその点はやっぱり今後みんなで協議していくべき問題じゃないかという思いがしておりますので、質問をいたしました。

以上で終わります。

○議長（中川政司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会報告を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第120号 平成28年度美里町一般会計補正予算（第12号）

○議長（中川政司君） 日程第2、議案第120号、平成28年度美里町一般会計補正予算（第12号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。皆さんにお諮りします。補正予算の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。質疑は一括質疑で行います。

質疑ありませんか。4番、濱田憲治君。

○4番（濱田憲治君） 先ほど、社文の委員長さんから説明があった中でございますけれども、最後のページの28ページにカントリーパークの災害復旧工事関係が載っております。西側ということは若干わかったんですが、その内容等を説明いただきたいと思います。

○議長（中川政司君） 下田教育課長。

○教育課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

カントリーパークの被災につきましては、この豪雨災につきましては、2カ所ございまして、1カ所が土羽、子どもの広場が少しありまして、ちょっと空き地ですね、芝のところ。そちらの土羽が豪雨により崩壊しております。もう1カ所につきましては、遊歩道が併設されておるところなんですけれども、そちらが上から下まで遊歩道の2カ所、続けて山側から崩壊している状態でございます。これにつきまして、この予算の中で測量調査を行いまして、復旧工法を検討するということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川政司君） 濱田君。

○4番（濱田憲治君） 3カ所になったということの回答でございますけども、その3カ所分でこの工事費が1,260万という見込みということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（中川政司君） 下田教育課長。

○教育課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

はい、3カ所ございますが、2カ所分が大規模な崩壊でございます。こちらにつきましては、復旧工法とかかなり限られてくるというところでございます。工事の金額としてはかなり大きなものになるというところで予算は計上しているところでございます。

以上です。

○4番（濱田憲治君） 議長、分かりましたので終わります。

○議長（中川政司君） ほかに質疑ありませんか。10番、福田秀憲君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第120号について質問をいたします。

12ページになりますけれども、この臨時財政対策債として、借換債というのを今回提案しておられますけれども、これは以前に高利で借りていたやつを借り換えるものじゃないかなと思いますが、この説明をですね、ちょっと詳しくしていただければと思いますが。

○議長（中川政司君） 大倉総務課長。

○総務課長（大倉一昭君） ご説明申し上げます。

福田議員おっしゃいますように、利率の高い臨時財政対策債のほうでございますけども、高い部分につきまして、自費負担の軽減を図りますために、歳出でも同額を計上いたしておりますが、繰上償還をいたしまして、その利子分のほうをですね、軽減するというところでございます。借換債のほう、低い率の借換債を活用しまして、償還するということになります。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 今まで借りてる起債の分で、高利の分がいっぱいあると思うんですよね。その分で今回はその臨時財政対策の分だけの借り換えをするということで理解してよろしいのでしょうか。ほかにもですね、そのあたり考えなければいけないのがあると思うんですけども、そのあたりも将来的にはですね、考えていただければなと思います。

終わります。

○議長（中川政司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第2、議案第120号、平成28年度美里町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第2、議案第120号、平成28年度美里町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第121号 平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（中川政司君） 日程第3、議案第121号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を再度上程し議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第3、議案第121号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第3、議案第121号、平成28年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第４ 議案第１２２号 平成２８年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（中川政司君） 日程第４、議案第１２２号、平成２８年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）を再度上程し議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第４、議案第１２２号、平成２８年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第４、議案第１２２号、平成２８年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第５ 議案第１２３号 平成２８年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）

○議長（中川政司君） 日程第５、議案第１２３号、平成２８年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）を再度上程し議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第５、議案第１２３号、平成２８年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別

会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第５、議案第１２３号、平成２８年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第６ 議案第１２４号 平成２８年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（中川政司君） 日程第６、議案第１２４号、平成２８年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を再度上程し議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第６、議案第１２４号、平成２８年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第６、議案第１２４号、平成２８年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第７ 議案第１２５号 平成２８年度美里町生活排水特別会計補正予算（第３号）

○議長（中川政司君） 日程第７、議案第１２５号、平成２８年度美里町生活排水特別会計補正予算（第３号）を再度上程し議題とします。

これから質疑を行います。質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第7、議案第125号、平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第7、議案第125号、平成28年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第126号 美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定について

○議長（中川政司君） 日程第8、議案第126号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定についてを再度上程し議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番、吉田美好君。

○7番（吉田美好君） 7番、吉田美好でございます。この指定管理者、団体名称が美里町東部地区活性化協議会ということになっておりまして、現在ですね、指定をして、まだ現在まで、多分最初、団体の代表者がですね、こら途中で変わっておられるというふうに思います。今回出てきているのはこの山田さんという方ですが、前回は確か吉田さんだったというふうに思っておりますが、この代表者が途中で代わるということは、団体を指定するわけですからそれはそれでいいとして、やはり代表者が代わられたときには何らかのその通知があるのか。それとも代表者が代わられたときには、再度やはり議決せにやらんものかというところをお尋ねしたいと思いますが。

○議長（中川政司君） 大西企画情報課長。

○企画情報課長（大西 茂君） ご説明いたします。

代表者の変更につきましては、企画情報課がこちらの担当課になっておりますけれども、うちのほうには変更の通知がっております。指定管理者につきましては、団体を指定しておりますので、代表者の変更までにつきましては、変更の通知は必要ないと判断して出しておりません。

以上でございます。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） なぜ私がこういうことを聞くかということですね、やはり「じゃあ途中で代表者は誰になってもええじゃなあか。」という話になるわけですね。そうした場合に、ややもするとですね、代表者が代わったおかげで、この団体の中がぎくしゃくしてくるような状態が出てくればですね、その指定をした意味がないような形が出てきはせんかと。私もそういう経験をしておりますから、やはりいろんな圧力が掛かったりいろんなことで、辞めさせられた、あるいは辞めた。ほんなら違うもんがなったと。今運営ほどよいととと、熊本弁で言うとはどよいととるかもしれんけれども、代表者が代わったために中の組織がぎくしゃくしたというようなことになればですね、これはもう大変な問題になっていくわけですね。それとなぜそういうことを言うかということ、指定管理料もただですよ。利用料金制もただと、無料ということで考えていくと、町の施設ですからやはりそういったことのないようにしなければならないというふうに思っております。途中でですね、そういうなんて言いますか、代表者が代わられたときにはやっぱり町に対してもですね、言って、こうこうしかじかと。例えば、担当部署のほうでやはりそういったことも含めて検討して、「ではいいでしょう。」とか、そういうのもやっぱり考えとったほうが、ちょっとよくはないかなという思いがしましたので質問をしておりますが、町長いかがですか。

○議長（中川政司君） 上田町長。吉田議員に対しての答弁をお願いします。

○町長（上田泰弘君） 確かですね、議員がご指摘のように、以前この件につきまして、前企画情報課長の時もそういうお問い合わせが、質問があったというふうに記憶をいたしております。今、担当課長が申しましたように、団体が団体名とかをですね、変えるときはもう一度諮ったり、諮らなければいけないというようなやつが、確かすみません、定かではありませんがあったのではないかとこのように思っています。で、代表者が変わるときには今ご指摘があったようなことも、これはなきにしもあらずかなというように思いで聞いていたところでございます。そういった意味におきましては、指定管理者のその代表者が変わるというときにはですね、文章なりでご報告をさせていただければというふうに思います。その中で、代表者が変わったあと、運営の中でやっぱ不適切どころが、不適當どころが見つかったらですね、またご指摘をいただくというような流れになっていくのではないかと思いますので、そういうふうな方向で考えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中川政司君） 吉田君。

○7番（吉田美好君） いずれにしてもですね、やっぱり東部地区の活性化を狙ってお

るわけですから、そういったときにはお互い善処してですね、いい方向づけをなくちゃなんという思いをもっておりますので、そういった意味で質問をいたしました。

以上です。

○議長（中川政司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第8、議案第126号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 賛成多数です。

したがって、日程第8、議案第126号、美里町東部地区活性化施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 報告第5号 美里町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書の提出について

○議長（中川政司君） 日程第9、報告第5号、美里町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書が提出をされましたので、お手元に配付しております。朗読は省略します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで報告第5号を終わります。

—————○—————

日程第10 同意第1号 美里町教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第10、同意第1号、美里町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。皆さんにお諮りします。本案件の当事者である教育長の吉永公力君に退席を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、吉永公力君に退席を求めることに決定しました。吉永公力君に退席を求めます。

（吉永公力君 退席）

○議長（中川政司君） 内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第1号、美里町教育長の任命につき同意を求めることについて

美里町教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町名越谷1767番地

氏 名 吉 永 公 力

生年月日 昭和27年12月3日生

平成28年12月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由を申し上げます。

教育長を任命しようとするときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年7月1日から施行され、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化した新たな教育長を置くこととされましたので、現吉永教育長も教育委員会委員としての任期が満了する平成28年12月22日に合わせて、新制度に基づく教育長を任命する必要性が生じたため提案するものでございます。教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、先ほど申しましたが、第4条第1項の規定により選挙権を有する方で、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する方のうちから議会の同意を得て任命することとなっております。吉永公力氏につきましては、現在、美里町教育長として、教育行政全般にわたり活動いただいておりますので、教育委員長と教育長を一本化した新教育長に改めて任命させていただきたいということでご提案申し上げます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第10、同意第1号、美里町教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 賛成多数です。

したがって、日程第10、同意第1号、美里町教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで吉永公力君の入場を許可します。

（吉永公力君 入場）

○議長（中川政司君） ただいま教育長になられることに同意が得られました吉永公力君が議場内におられますので、ご挨拶をお願いいたします。

○教育長（吉永公力君） ただいま教育長にご同意をいただきました吉永です。大変ありがとうございました。これから新教育長として、新しい教育委員会制度の下で、3年間ですけれども、町の子どもたちのために精一杯仕事をさせていただきたいと思っています。町の大きな課題は15年間で子どもたちをいかに育てて外に出すか。そして、またふるさとに戻ってくるような子どもを心身共に強く育てるかということにかかっているというふうに思います。町の将来を担う子どもたちですので、たくましくなるように学校と協力しまして、皆さん方のご協力もいただきまして、精一杯頑張らせていただきたいというふうに思いますので、どうぞご協力をお願いします。どうぞよろしくお願いします。

○議長（中川政司君） ありがとうございました。吉永教育長には今後も本町の教育発展のために更に頑張っていただきたいと思います。

—————○—————

日程第11 同意第2号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第11、同意第2号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第2号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

美里町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町津留1 1 2 7 番地

氏 名 佐々木 聡

生年月日 昭和45年8月10日生

平成28年12月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由を申し上げます。教育委員会委員を任命しようとするときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。なお、現教育委員会委員の船原千廣氏の任期が、平成28年12月22日をもって満了し、新たにその後任を任命する必要があるための提案でございます。教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により選挙権を有する方で、人格が高潔で教育、学術、及び文化に関し、識見を有する方のうちから議会の同意を得て任命することとなっており、また同条第5項により、委員の任命にあたっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である方が含まれるよう努めなければならないと規定されておりますので、法の趣旨を踏まえ、後任として佐々木聡氏を任命させていただきたいということで、ご提案申し上げます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第11、同意第2号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第11、同意第2号、美里町教育委員会委員の任命につき

同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

**日程第１２ 同意第３号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を
求めることについて**

○議長（中川政司君） 日程第１２、同意第３号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第３号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

美里町固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町大沢水６２番地

氏 名 澤 野 洋 一

生年月日 昭和２３年１月１日生

平成２８年１２月１３日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。固定資産評価審査委員会の委員を選任しようとするときは、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。なお、澤野洋一氏につきましては、固定資産評価審査委員会の現委員でございまして、任期が平成２８年１２月２２日をもって満了し、新たに委員を選任する必要があるための提案でございます。澤野洋一氏につきましては、現在も固定資産評価審査委員会委員としてご活動いただいております。引き続き選任させていただきたいということで、ご提案申し上げております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第１２、同意第３号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第１２、同意第３号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

日程第１３ 同意第４号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第１３、同意第４号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第４号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

美里町固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町土喰３１６番地

氏 名 赤 星 金 次

生年月日 昭和１６年１１月６日生

平成２８年１２月１３日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。固定資産評価審査委員会の委員を選任しようとするときは、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。なお、固定資産評価審査委員会委員の任期が平成２８年１２月２２日をもって満了し、新たに委員を選任する必要があるための提案でございます。赤星金次氏につきましては、現在も固定資産評価審査委員会委員として活動いただいております。引き続き選任をさせていただきたいということで、ご提案を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第13、同意第4号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがって、日程第13、同意第4号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第14 同意第5号 美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第14、同意第5号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第5号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

美里町固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町大井早2690番地

氏 名 南 英 二

生年月日 昭和21年1月16日生

平成28年12月13日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。固定資産評価審査委員会の委員を選任しようとするときは、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。なお、固定資産評価審査委員会委員の任期が平成28年12月22日をもって満了し、新たに委員を選任する必要があるための提案でございます。南英二氏につきましては、現在も固定資産評価審査委員会委員として活動い

ただいております、引き続き選任させていただきたいということで、ご提案申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第14、同意第5号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中川政司君） 全員起立です。

したがいまして、日程第14、同意第5号、美里町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（中川政司君） ここでしばらく休憩といたします。再開を11時15分といたします。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（中川政司君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中川政司君） 日程第15、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 熊本県下益城郡美里町大井早１６４１番地

氏 名 田 村 陽 子

生年月日 昭和２４年４月２４日生

平成２８年１２月１３日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由を申し上げます。人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める必要があるため提案するものでございます。なお、人権擁護委員田村陽子氏の任期が平成２９年３月３１日をもって満了し、新たにその候補者を推薦する必要があるための提案でございます。人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、町議会議員の選挙権を有する方で、人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方等及び人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から議会の意見を聞いて推薦することとなっております。田村陽子氏につきましては、現在も人権擁護委員として人権思想の普及啓発及び擁護等に積極的に活動いただいております。引き続き、推薦させていただきたいということで、ご提案を申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川政司君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

皆さんにお諮りします。討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認め、討論は省略します。

お諮りします。田村陽子さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

よって、日程第１５、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、田村陽子さんを適任とすることに決定しました。

—————○—————

日程第１６ 美里町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（中川政司君） 日程第１６、美里町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。選挙管理委員及び補充員は地方自治法第１８２条第１項及び同条第２項の規定により、議会においてこれを選挙することとなっております。また、地方自治法第１１８条第２項の規定により、選挙は指名推薦の方法を用いることができます。

皆さんにお諮りします。選挙の方法は地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推薦により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推薦に決定しました。

皆さんにお諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは議員の皆さんに指名推薦名簿を配付してください。

（指名推薦名簿 配布）

○議長（中川政司君） それでは指名をいたします。美里町選挙管理委員に井芹敏博君、高森治美君、右田聖吾君、福田賢二君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま、議長が指名しました井芹敏博君、高森治美君、右田聖吾君、福田賢二君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員に澤野洋一君、村上健二君、遠山史朗君、坂口優君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま、議長が指名しました澤野洋一君、村上健二君、遠山史朗君、坂口優君、以上の方が選挙管理委員の補充員に当選をされました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序については、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、補充員の順序につきましては、ただいま議長が指名しました順序に決定をいたしました。

以上で、日程第16、美里町選挙管理委員及び補充員の選挙を終わります。

-----○-----

日程第17 発議第14号 「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の提出について

○議長（中川政司君） 日程第17、発議第14号、「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の提出についてを議題とします。

それでは、提出議員の趣旨説明を求めます。7番、吉田美好君。

○7番（吉田美好君） 発議第14号、「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の提出について

上記の議案を、別紙のとおり美里町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年12月13日提出

提出者 美里町議会議員 吉 田 美 好

賛成者 美里町議会議員 上 村 則 幸

美里町議会議長 中 川 政 司 様

提案理由でございます。現在、地方の町村議会では、議員のなり手不足が深刻化している。住民の代表として、議会がこれまで以上に町づくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代から議員をやろうと思うような環境づくりを行う必要がある。

議員は退職したのちの生活保障も基礎年金しかないため、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

このことから、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、国に対し地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を求める意見書提出を提案するものでございます。

意見書（案）につきましては、事務局のほうより朗読をお願いいたします。

○議長（中川政司君） 議会事務局長、朗読をお願いします。

○事務局長（福島 繁君） 次のページをお願いいたします。

地方議会委員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の

高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

熊本県美里町議会議長 中川政司

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様

内閣総理大臣 安倍晋三様

内閣官房長官 菅 義偉様

財務大臣 麻生太郎様

総務大臣 高市早苗様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

以上でございます。

○7番（吉田美好君） 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中川政司君） 以上で、提出議員の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、提出に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 次に、提出に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川政司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第17、発議第14号、「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意

見書」の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者 起立)

○議長(中川政司君) 全員起立です。

したがいまして、日程第17、発議第14号、「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の提出については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議員派遣の件について

○議長(中川政司君) 日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

皆さんにお諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。また派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 異議なしと認めます。

したがいまして、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等は、議長に一任いただくことに決定しました。

-----○-----

日程第19 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

○議長(中川政司君) 日程第19、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について。及び、日程第20、議会運営委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 異議なしと認めます。

よって、日程第19及び日程第20を一括議題とすることに決定しました。日程第19及び日程第20を一括して議題とします。

皆さんにお諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中川政司君) 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部終了しました。

したがいまして、会議規則第8条の規定により、閉会したいと思います、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川政司君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に提案をさせていただきましたすべての議案にご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。今、美里町、役場におきましては建設課あるいは経済課において、毎日査定あるいはその準備に追われているというような状況でございます。この査定が12月に終わります、年が明けて発注が始まるというような形になってまいります。そういった意味ではこれから一般質問の中にもありましたけども、財政運営的にも非常に厳しい運営を強いられてくることになってまいります。そういった中で、今日総務委員長のほうからも提案がありましたが、起債の研修会をご提案いただきました。大変ありがたいことございまして、早速予定を調整させていただきまして、年明けになると思いますが、研修会のほうをぜひ開催をさせていただければというふうに思います。また、そういった意味では、これから起債等もですね、やはり有効に使っていきながら、この難局を乗り越えていかなければいけないと思っておりますので、どうかご理解とそれからご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今年も残すところあと2週間となりました。どうかすこやかに新年をお迎えいただきますように、ご祈念を申し上げまして閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。

○議長（中川政司君） それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成28年第4回美里町議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前11時33分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名いたします。

美里町議会議長

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
平 成 28 年 第 4 回 定 例 会

平成28年12月発行

発行人 美里町議会議長 中 川 政 司
編集人 美里町議会事務局長 福 島 繁
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電 話 (0964) 46-2111